

参議院地方行政委員会會議録第二十四号

昭和三十年七月二十二日(金曜日)午後
二時十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 小笠原二三男君
理事 伊能 芳雄君
石村 幸作君
小林 武治君
森下 政一君

委員

伊能繁次郎君
西郷吉之助君
高橋進太郎君
岸 良一君
島村 軍次君
館 哲二君
中田 吉雄君
若木 勝藏君
小柳 牧衛君
深川タマエ君
政府委員
自治庁事務部長 奥野 誠亮君
事務局長
常任委員 堀永幸一郎君
会専門員
地方財政審
議会委員 荻田 保君
参考人
一橋大学教授 井藤 半彌君

本日の会議に付した案件
○地方税法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○地方行政の改革に関する調査の件
(町村合併促進の育成強化に関する件)

○委員長(小笠原二三男君) ただいまより委員会を開会いたします。

本日は地方税法の一部を改正する法律案(予備審査)を議題に供します。本件につきましては、先般の委員会の決定によりまして、参考人として一橋大学教授井藤半彌君の御出席をいたしておきます。また政府説明員として、地方財政審議会委員、荻田保君の出席を願いました。井藤参考人よりは学識経験者として種々地方税に関する御意見を拝聴いたし、荻田説明員よりは、地方財政審議会から内閣総理大臣に対し、地方財政計画に関する意見書が出ておりますが、これら、また地方税全般に関する委員会の意見を承るわけでござい

ます。なお、御意見をお述べ願う時間は、お一人大体二十分程度でお願いいたします。その後委員各位よりの質疑にお答え願いたいと存じますので、この点お含みの上、よろしくお願い申し上げます。

それではまず、井藤参考人をお願いいたします。

○参考人(井藤半彌君) 一橋大学教授井藤半彌であります。お招きによりまして、地方税法の一部を改正する法律案について見解を申し上げます。今度の法律案は、いわば地方税の部分的修正でございますので、実は理論的に申し上げて、あまり問題は少ないのであります。

す。もちろんこのほかの立場から批評するところもいろいろ問題があるところがございますが、現行制度を前提として考えますと、割合に批評の余地が少いというところをあらかじめ御承知をおきを願いたいと思ひます。それに関連いたしまして、平素地方税制につきまして私が考えております意見をこの機会に開陳させていただきます。

まず、きわめて簡単に計数のことを申し上げます。昭和三十年度は御案内の通り国税が九千二百九億、地方税が三千五百八十三億、両者合計いたしますと一兆二千七百九十二億であります。な

ぜこれを申し上げますかと申しますと、国税と地方税の比率を見ますと、一兆二千七百億のうち国税が大体六〇％であります。それから地方税は四〇％になっております。もちろんこの

国税の中には地方譲与税二百八億は国税の中に入れてみました。とにかく国家が直接取るのは六〇％、それから地方団体が取るのは四〇％、ところがこれをシャウブ税制以前、シャウブ税制は御案内の通り昭和二十五年から実施されておりますが、その前年であるところの昭和二十四年について比較いたしますと、昭和二十四年には国税が七三％、地方税が二七％であります。この国の税の全体の中で、シャウブ勧告以前は国税が七三％、地方税は二七％であります。それと現在の国税六〇％、地方税四〇％と比べますと、確かに地方税収入は増してゐる。総体的に増しておるといふことが言えるのであります。

す。これは地方自治強化という点から言へば当然のことです。ところが、これが総額についてでございまして、けれども、地方の収入、全体における租税収入、地方税収入の割合を見ますと、必ずしも樂觀を許さないものがあるのであります。そこでまあこれをシャウブ税制以前の昭和二十四年と比較いたしますと、地方の収入における地方税収入の割合はシャウブ改革の以前の昭和二十四年度は三四％でございまして、これは都道府県、市町村を平均いたしまして三四％、ところが昭和二十九年度は幾らかと申しますと三六％であります。二十四年度は税金が三六％、二十九年度は三六％、これはあまり大差ございせん。都道府県、市町村を通算いたしますと大差ございせん。ところが府県と市町村と分けま

すと、これは大分違つてきていますのであります。昭和二十四年度は府県では三〇％でございました。ところが二十九年度は二六％と非常に減つておるのであります。それから市町村ではどうかと申しますと、二十四年度は四〇％であつたものが二十九年度では五〇％にふえております。そこでこの計数から申しますと、二十四年と二十九年を比べますと、地方税全体におきましては、地方収入における地方税の割合全体について申しますと、大差はないのであります。府県について申しますと相対的、相当でないかもしれませんが、少し減少しております。それ

から市町村ではむしろふえているのであります。これは言うまでもなくシャウブ税制というものが府県の収入をあまりふえないようにして、それから市町村の税収入をふやすという方針によつてゐるのであります。シャウブ税制というものは大体去年から崩壊に傾いてゐるのでありますけれども、市町村の税収入を強化するという基本方針は依然として残つてゐるのであります。ところがこれをもう少し細かくに各府県について申しますと、これは昭和二十八年と二十九年度とはちよつと計数が合いませんけれども、昭和二十八年年度の決算の全国の都道府県の平均をみますと、税収入の地方収入にお

いて占めてゐる割合がわずかに二五％であります。すなわち地方税の都道府県につきましては全国平均いたしますと、地方収入における税収入の割合が四分の一、わずか二五％であります。ところが府県別にみますと、この四〇％以上という、いわば税収入の多い府県が三つございまして、それは東京都が五九％、大阪府が五一％、神奈川県が四一％、この三つの富裕地方団体だけは四割以上であります。それ以外のものは皆四〇％以下であります。ことに都道府県収入において税収入が一割以下というふうな、いわば税収入が非常に少ない府県が次の七府県であります。鳥

取、熊本、山形、岩手、秋田、徳島、山梨、これはいずれも県税収入が県の収入の一割にも満たない、これは非常なアンバランスがあるのであります。そ

ろから市町村ではむしろふえているのであります。これは言うまでもなくシャウブ税制というものが府県の収入をあまりふえないようにして、それから市町村の税収入をふやすという方針によつてゐるのであります。シャウブ税制というものは大体去年から崩壊に傾いてゐるのでありますけれども、市町村の税収入を強化するという基本方針は依然として残つてゐるのであります。ところがこれをもう少し細かくに各府県について申しますと、これは昭和二十八年と二十九年度とはちよつと計数が合いませんけれども、昭和二十八年年度の決算の全国の都道府県の平均をみますと、税収入の地方収入にお

いて占めてゐる割合がわずかに二五％であります。すなわち地方税の都道府県につきましては全国平均いたしますと、地方収入における税収入の割合が四分の一、わずか二五％であります。ところが府県別にみますと、この四〇％以上という、いわば税収入の多い府県が三つございまして、それは東京都が五九％、大阪府が五一％、神奈川県が四一％、この三つの富裕地方団体だけは四割以上であります。それ以外のものは皆四〇％以下であります。ことに都道府県収入において税収入が一割以下というふうな、いわば税収入が非常に少ない府県が次の七府県であります。鳥

取、熊本、山形、岩手、秋田、徳島、山梨、これはいずれも県税収入が県の収入の一割にも満たない、これは非常なアンバランスがあるのであります。そ

ろから市町村ではむしろふえているのであります。これは言うまでもなくシャウブ税制というものが府県の収入をあまりふえないようにして、それから市町村の税収入をふやすという方針によつてゐるのであります。シャウブ税制というものは大体去年から崩壊に傾いてゐるのでありますけれども、市町村の税収入を強化するという基本方針は依然として残つてゐるのであります。ところがこれをもう少し細かくに各府県について申しますと、これは昭和二十八年と二十九年度とはちよつと計数が合いませんけれども、昭和二十八年年度の決算の全国の都道府県の平均をみますと、税収入の地方収入にお

いて占めてゐる割合がわずかに二五％であります。すなわち地方税の都道府県につきましては全国平均いたしますと、地方収入における税収入の割合が四分の一、わずか二五％であります。ところが府県別にみますと、この四〇％以上という、いわば税収入の多い府県が三つございまして、それは東京都が五九％、大阪府が五一％、神奈川県が四一％、この三つの富裕地方団体だけは四割以上であります。それ以外のものは皆四〇％以下であります。ことに都道府県収入において税収入が一割以下というふうな、いわば税収入が非常に少ない府県が次の七府県であります。鳥

それから今度は市町村について申し上げますと、同じく二十八年度の決算であります。全国の市町村を平均いたしますと、税収入は市町村全収入の四〇％、これは全国平均であります。ところが都道府県別に見ますと、やはり富裕府県では割合多いのでございまして、東京都は、東京都管内の市町村を合計してありますが、東京都は五五％、埼玉五三％、大阪府が五一％であります。ところが貧弱なところではどうかというと、徳島が二五％、島根が二五％、和歌山一九％、昭和二十九年は御案内の通り災害があつて被害があつたためにこれは少いのであります。これは例外であります。

そこで、以上申し上げた計数から次のような結論が出てくると思ふのであります。それは市町村におきましては、ここ数年の間に税金の収入が、税財源が強化されている。これが一つの特徴、それから市町村の場合は都道府県に比べて、全国を通じて不平均が少い。すなわち最高と最低をとってみても、東京五十五、高知、島根二十五というふうに全国を通じての不平均が少い。ことに一两年前から始まつております市町村の合併、統合によりまして、市町村につきまして申しますと、この傾向はさらによくなつていく。すなわちアンバランスというものが、不均衡が少くなつておると思ふのであります。ところが府県の場合はどうかと申しますと、必ずしも樂觀を許さないものであります。それは府県の収入における税財源、府県税の地位がきつめて低いということであり、さつき申しましたように、昭和二十八

年度は全国平均して二五％であります。そこでこの税金というものは、申すまでもなく資本主義社会における代表的な財政収入であります。それは、資本主義社会において全国平均して二五％しか代表的収入がないということは、何と申しましてもこれは変態現象であります。それからもう一つ府県についてよくない現象は、都道府県を通じて今申しましたパーセンテージの不均衡、アンバランスがはなはだしいということであり、申しますのは、東京はどうかと申しますと、さつき申しましたように東京は五九％、ところがさつき申しました島根、熊本、その他東北三県、その他はこれが一〇％以下、すなわち東京は六〇％に近く、今申しましたような貧弱な県は一〇％以下と、これは確かに変態現象でありまして、これを見ましても現在の税制、また地方財政におきまして府県にいろいろ問題が多いということが言えるのじやないかと思ふのであります。なぜこうなつたか、これは申すまでもないことですが、経済力の配分が各都道府県間の不均衡な原因となつてこうなつておるのであります。たとへば住民の分配所得について申しますと、これは必ずしも精密な計算がございせんけれども、大体計算されたものは政府によつて発表されておりますが、それを見ますと、住民所得人口一人当り全国平均を一〇〇としたとしますと、金持の多い東京は二〇八であります。全国平均一〇〇に対して二倍以上、大阪は全国平均一〇〇に対して二倍以上、一七三であります。ところが次に述べる貧弱な県につきましては、六〇％をちよつとこえておる程度であります。

て、一番低いのが鹿児島六〇、全国平均一〇〇に対して六〇、青森が六二、徳島が六二、秋田六五、岩手六五といふことになつております。こういうことがやはり地方の税務行政や財政に反映いたしまして、府県について非常な問題が出てきておるということであり、私は単に租税という面から現在の地方財政、地方行政を見たのであります。単に租税という狭い眼から見ましても、現在の府県制度というものについて何とか検討の要があるということが言えると思ふのであります。ところが府県制度の検討とか、それから府県の税制を強化するとか何とかいう問題になりますと、これは府県や市町村だけのことでない問題とすることができませんので、やはり国家、地方を通じて税制全体の再検討が必要であります。そういう意味において、私が今申しました簡単な数字から申しまして、やはり日本の現情は検討を要するものがあると思ふのであります。

一般的にはそれくらいにいたしまして、今度は個々の税目について申します。ここでは単に問題点と私が考えますことだけを申し上げますので、あらゆる問題について申し上げます。この点御了承を願います。まず府県民税であります。これはまあ市町村民税と関連しておるのであります。現在の府県民税を理論的に見ますと、最大の欠陥は、これは別の機会でもかつて言つたことがあるのでございまして、最大欠陥といふものは市町村間にございまして、この府県民税といふものは同じ市町村の間については不均衡はありません。と言うことは、国税

たる所得税を標準といたしまして、この管内の府県の市町村に府県が割当てるのでございまして、これは個人の所得割でございまして、個人の所得割はそれを標準として割当ててございまして、同じ市町村内には不均衡はないのでありますけれども、どういふ点に不均衡があるかと申しますと、同じ県内の住民でありながら、たとえば埼玉県民ならば埼玉県民でありながら、しかも種類の同じ所得者でありながら、村によつて、それから町によつて税金の金額が違ふということであり、これは府県民税という立場からいへば同じ県民については同じ扱いをしないわけばならないのでありますけれども、やはり税金が違ひます。これは申すまでもなく府県民税を市町村民税と一緒に市町村が徴収するという徴税の便宜といふことを考へて、こういうふうになつておることは申すまでもないことであり、申すけれども、しかし理論的に申しますと、どうもこの点が変だと思ふのであります。

それからもう一つ府県民税あるいは市町村民税について申し上げたいことは、勤労者の負担がとかくほかの事業者、農業とか商工業に比べて相対的に重いという話を聞くのであります。これは私は最近もつとまづた計数によつて調べたいと思つておるのでございませうけれども、計数は持つておりませんけれども、しかしどうもいろいろ方面から聞きますと、府県民税、市町村民税は勤労者と事業者と比べると事業者の方が割合に軽いといふことを言われております。私はこれはどうもほんとうじやないかという感じがしておるのでございまして、ことに今度は国税で

御案内の通り所得税について選別控除という制度が設けられました。医療費控除、それから社会保険料控除、雑損控除の代りに五％または一万五千元、いずれかを控除できる。ところが選別控除によつて恩恵に浴するのはいかんと申しますと、主として事業者でありまして、勤労者は社会保険料の控除をすでに受けておるもので、選別控除によつて新たに恩恵に浴するのは事業者であります。ことに事業者で従来社会保険料の控除とかその他を請求しておらぬ人の立場から申しますと、新たに所得税についての基礎控除が一万五千元ふえたと同じような結果になるのであります。やはり府県民税、市町村民税に影響する。そのためにやはり勤労者の負担の加重といふことになり、拍車をかけるのじやないかと思ふのであります。これは単に府県民税、市町村民税だけの問題じやなく、国税との関連もあることとございまして、けれども、ここに一つ問題があるのじやないかと考へております。

それから次は事業税であります。事業税について、理論的に見て今度の大きな改革は基礎控除引き上げとか何とかいう問題もありまして、制度としての改革は損害保険料につきましても、課税標準を純益によらないで、すなわち所得によらないで収入金額によることになつたこととあります。収入金額によるということになりますと、これは一種の外形標準課税であります。わが日本におきましては、事業税について一部のものに外形標準課税が行われております。これに対してどうもいろいろ反対論があるようでありまして、私は原則として賛成であ

る所得税を標準といたしまして、この管内の府県の市町村に府県が割当てるのでございまして、これは個人の所得割でございまして、個人の所得割はそれを標準として割当ててございまして、同じ市町村内には不均衡はないのでありますけれども、どういふ点に不均衡があるかと申しますと、同じ県内の住民でありながら、たとえば埼玉県民ならば埼玉県民でありながら、しかも種類の同じ所得者でありながら、村によつて、それから町によつて税金の金額が違ふということであり、これは府県民税という立場からいへば同じ県民については同じ扱いをしないわけばならないのでありますけれども、やはり税金が違ひます。これは申すまでもなく府県民税を市町村民税と一緒に市町村が徴収するという徴税の便宜といふことを考へて、こういうふうになつておることは申すまでもないことであり、申すけれども、しかし理論的に申しますと、どうもこの点が変だと思ふのであります。

りまして、事業税は現在の日本の同税、地方税を通じて考えますと、事業税にある程度の外形標準課税を加味するということは理論的に見て正しいと思ひます。それはなぜかと申しますと、事業税をかける場合に、事業つまり企業が地方団体から受ける利益の報償という意味を加味して、もちろん負担能力を無視せよというのではございせん、そういう利益原則をも加味してかかるというよりは理論的に正しいと思ひますのでありまして、そういう点から申しますと、損害保険料について収入金額によるという外形標準課税をとつたというところは、私どもの理想に一歩前進したということになるのであります。そういう立場から申しますと、また一つよく言うようでありまして、けれども、去年付加価値税が廃止されたということは遺憾至極なことでありまして、外国の実例を申しますと、外国ではアメリカ、それからフランスでは付加価値税は実施されております。ドイツの税制改革案でも付加価値税がいつの間にかおきまして、外国ではこれが実施の機運になつておるのですが、日本でこれをやめたというところは私は遺憾だと思つております。これはさつき申しました利益原則加味という立場を主としていうのであります。なおこれに関連しまして事業税で損害保険料の課税標準を収入金額によつた、これは利益原則を加味するということのほかは、自治庁長官の提案の理由書にも出ておりますのでありますが、これはそれ以外にこういう理由があつたと言われております。それは法人間——法人がほかの法人からもちろむところの配当金に対しては税金をかけない。これは例

のシャウプの法人擬制説の立場によりまして二重課税を排除するために、法人が他の法人からもちろむた配当金には税金をかけない。ところが損害保険にはそういうものの収入が多いんだから税金をかけないというところ、収入が上るということが一つの問題になつておるようでありまして、私は収入が上る上らんとする問題に別はいたしまして、現在日本で法人擬制的な課税をやつておりますその無理がここにも現れておるんじゃないかと思ひますのであります。それで今度のように損害保険について課税標準を変えたということについては課税標準をばちつと困るのであります。地方税をかける場合でも、そこでこういうふうに変つたのではないかと考へるのであります。そののみならず現在の日本の地方税法におきまして、市町村税及び府県税につきまして所得税割があります、これも擬制説では説明が困難なのでありまして、やはりこれは實在説的な変更方をやつておきます。それからこれは地方税に直接関係がありませんが、国税に近づしようとしておるのであります。私は国税、地方税を通じて、最も多くの日本の課税制度において、最も多くの思想としてある制度として理論としての混乱があるのは、法人所得の問題ではないかと思ひます。これは再検討を要するものだと思ひます。その不合理の現われが損害保険料の課税標準の変更となつたんじゃないかと思ひます。

固定資産につきましては、府県が特例として税金をかけることを認める。しかし租税負担の激変を避けるために今度は府県の収入がそう急に減らないような暫定的措置をとられたのであります。これは私は現在の制度をそのまま前提といたしますときは、現在の今度の法案は賛成であります。しかしこれはやはり学校教員の空論かも知れません、ちよつと手おくれかも知れぬのであります。私はまあ昔から——昔といつてもそう古いことではありせん、数年前から理想といたしまして固定資産税というものは本税を府県税としてかける方がいいんじゃないか、私は現在去年からかけるようになりまして府県税はやつてしまつて、そうして固定資産税の本税を府県がかける、それから市町村がそれに対して付加税をかける、これが日本の制度としていいんじゃないかと思ひますのであります。それで府県税が去年かけられるようになった理由は、申すまでもなくシャウプ税制の欠陥——シャウプ税制におきましては、府県の税金のおもなものは事業税と入場税と遊興飲食税の三つであります。この三つがいずれも都会地区から上る。農村の人は府県からいろいろの恩恵を受けながら府県の税金を負担しないのはいけなかつた言われておつたのであります。これはシャウプ税制のうち地方税制度における最大欠陥であると考えられておりました。その対策として府県税を去年設けたのであります。私はどうもこれは取りいらいからこれを取るといふ感じがしてならないのであります。私はむしろ府県税というものをやめて、そうして固定資産税を府県に移す方が

より合理的でないか。その理由は何かと申しますと、一番の理由は固定資産税というものは農民も負担いたしますので、農村も府県の税金を分担するので、一つ、それから租税テクニク的に申しますと、市町村ばらばらに、ばらばらといつてももちろん自治庁である程度の統制は加えておられますけれども、市町村が自主的にかける場合に比べて、都道府県を範囲として固定資産税をかけますと、固定資産の評価の統一をはかることができず、村と村との間の不均衡がなくなります。それからまた償却資産その他につきまして適当な評価人が得られる。いなかの小さい村で評価人が得られることはむづかしい。ところが都道府県単位になれば適当な評価人が得られる。それからもう一つは大規模資産の特例、あれは非常にややこしいのであります。あの大規模資産の特例というやうな複雑な制度がなくても済むんじゃないかと思ひます。そこで私が申し上げたいことは、固定資産税を市町村税たることをやめて府県税に回せ、こんなことをいへば市町村から猛烈な反対が出ることはきまつておるのであります。私が申しますのは、本税を移すのであります。市町村には付加税をとるようになります。しかも付加税の割合は本税よりも重くするといふのであります。だからこれは結局財政事情との関連もあるものであります。私はこの方がより合理的ではないか。この府県税という別な税金を設けておきますと、去年はこれは府県税を設けたかわりに市町村税は割引するといふ、住民負担は同じだといふことになつております。が、この税金を設けておきますと、将

来府県の財源として増税の橋頭堡となる危険が多いと思ひます。そこで私はそういう意味で、固定資産税は府県税に回す方がいいのではないかと考えております。

それから現在の制度について問題になるのは、たばこの消費税であります。私はたばこの収入の一部を地方の財源に回すということに反対するのであります。たばこの消費税に限らず、一般物品の消費税というものは、租税の種類から申しまして地方税には適しないといふことではあります。ということは、地方税がほんとうの地方税たるには、各地方団体が自分の団体の財政需要に応じて制度も変へるし、税率を自由に上げ下げし得る、そうしなければ、ほんとうの地方税の地方税たり得る意味はないのであります。ところが、品物について各地方団体がばらばらにかけますと、東京都と神奈川県と比べると、東京の方が税金が安い、あるいは〇〇村と〇〇町を比べると〇〇町の方が税金が安いとなると、みんなそこに行きたくのでありまして、結局はこればうまくなりません。そうするとどうしても全国統一してかけざるを得ない。全国統一してかけるといふ税金はやはり国税たる性格が強いのであります。現に府県市町村のたばこの消費税におきまして、一々納税者からとることができませんので、専売公社が納付金、納付金とは言つておりませんが、専売公社が納税義務者になつております。しかし専売公社はパブリック・コーポレーションとは申しませんが、あれは政府の機関の外郭団体から

いに考へておるのであります。政府が政府に税金をかけるようなものであります。こういう無理をしなればならぬという事は、たゞこの消費税が租税の種類として地方税に適用しないということでありませう。たゞこの消費税というものは、形からいいますと普通税になつておりますが、その実質から申しますと地方譲与税に近いものと考へております。この機会に、話はちよつと脱線いたしますが、日本では分与税みたいなものが、国家がとつて地方に与えるという分与税というものが多過ぎます。たとへばたばこ消費税も地方譲与税の性質を持つておりますし、またほかにも地方譲与税があります。それから別に交付税があります。私はこういうようなものをなるべく統合いたしまして、繁雑な制度をやめて統合して、そのかわりに交付税制度についても適当に整理をする必要があると思ふのであります。統合する必要があるのではないかと考へております。

それからもう一つ問題になります。それは、入場税は去年から国税になりました。これは地方税の合理化その他で国税になったのであります。私は国税になったということ自体に反対するものではありませんけれども、入場税は遊興飲食税と同じように、租税の種類といひましては、これは本来地方税に適するものであります。従つてもう少し地方の税務機構が完備した場合に入場税はやはり地方税に返すべきものではないかと思ひます。この場合に、入場税と二子とも言うべき遊興飲食税が府県税になり、入場税が国税になつてという、これが不統一ではないかという議論がありますが、それは

不統一であることは申すまでもないこととあります。これをもつて私の意見の開陳を終ります。

○委員長(小笠原三男君) では、次に萩田地方財政審議会委員にお願いいたします。

○説明員(萩田保君) 一言あらかじめお断り申し上げます。

地方財政審議会としての御意見をお求めになつていられると思ひますが、御承知のように、委員会は五人の委員の多数決でござりまして、実はこれは非常に急でござりましたので、ただいま委員長からおつしやいました二つの問題のうち、三年度の地方財政計画につきまして、これは意見書が明瞭にきまつておりますので、これは意見ははつきりいたしてありますが、地方税法全体を通じての意見につきましては、別に正式にこの委員会におきましてきめられたものはござりませんので、大分私個人の意見になると思ひますけれども、そういうものをまじへまして申し上げたいと思ひます。

そこで順序が違ふかも知れませんが、第一に地方税法に關しての点を申し上げます。現在出ております地方税法自体につきましては、この原案にこれはもう明瞭に地方財政審議会といつても賛成でござります。従ひましてこの際、ここで少しこの現在の改正案を離れて、地方税制の根本につきまして二、三意見を開陳いたしたいと思ひます。根本について考へますときに、どの税制がどうだこうだといううなことも、私は地方財政にとりまして最も大事でありますことは、この地方税の総額、まず総額をどうする

か、どこに置くか、これが大事で、総額がきまりましてから中身を、どういう税をどうとるかという事は二の次の問題だといふふうに私は考へております。しかもその総額の問題は、従ひまして多少税制のプロパーの問題を離れて、地方財政全体の問題になるのでありますけれども、今申しますように、非常に重要性がござりますのでその点について触れたいと思ひます。

まずこの総額につきましては、そもそも地方財源の税といわず何といわなく、地方財源全体が少いということが現在の地方財政を混乱に陥れてゐる第一の原因であると思ふのであります。地方財政が非常に悪化してありますことにつきましては、いろいろの原因があると思ひます。簡単に申しますと、国の側の責任と申しますか、地方団体側の責任と申しますか、この両者があると思ひます。両方あるといふことは私も否定しないのであります。そのうち地方財政に對します責任、これは結局突き詰めますと、あとの問題として申し上げたい地方財政計画の問題になつてくると思ふのであります。で、今年の地方財政計画の数字は九千八百二十九億になつておりますが、従ひまして、これを目当に地方財源が付与されておるのであります。この総額が現在地方団体が法制上及び事実上負担しておりますところの行政を行なうに十分な額ではござりません。ここに地方財政混乱の最も根本の原因があると思ふのであります。現在この地方財政の混乱につきましていろいろ問題がござりますので、それにつきま

して、その歳出が非常に大きい、大きな問題か、こういう議論もあるのであります。従ひまして、つまり地方財政計画のこの数字が大き過ぎるかどうかが、こういう問題であります。今申しますように、私は現在地方団体が負担しておりますところの仕事をやつていくのには不足すると思ふのであります。そこで一般に言われておりますことは、非常に地方団体に乱費があるのじゃないかと、あるいは制度、機構の問題において非効率、不経済な面があるのじゃないかと、こういう議論があるのであります。これは私は確かにあると思ひます。確かに多くの地方団体の中にはいわゆる乱費、不當支出とも申すべきものを支出しているものがあると思ひます。またこの制度、制度と申しましては機構的な制度を申しておりますが、その制度につきましても相当むだがある。従ひましてよそ事でござりますけれども、現在出ております地方自治法の改正案程度のごときことは、私は当然改正すべきものだと考へておるのであります。しかしながらそのように二つの問題につきまして、歳出が増加するといふ部分があると思ひますけれども、私はこれは額にしても大した問題ではないと思ひます。大した問題ではないからほうっておくといふのは決してない。こういうのは改むべきところは徹底的に改める、乱費のごときは徹底的に改めるというところは強々考へるのでありますけれども、財政的に見まして大きな問題ではない。結局財政的に見まして大きいのは、いわゆる地方団体の行なつております行政の内容自体

が充実している、このために金がかかるという、これが根本だと思う。従ひまして、この行政をやつていくについて必要な財源を確保するためには、どうしても今の財政計画で示されておるリクでは足りない。どうしてここに追加をしなければならぬ。簡単に申しますれば、これを追加するにはどうするか、結局全体として国民負担を増加するか、つまり簡単に申しますれば増税、あるいは増税はしないで、現在の範囲内において国と地方との財源の配分を改めるか、この二つの問題があるわけでありまして、この地方の財源を総額を私はふやさなければならぬ。地方財政の状況は改善されたいと思ひます。これに對しまして、しからばその財源の方がきまつておるのだから、その歳出を減らせばどうかという点でござりますが、これは先ほど申しますように、いわゆる乱費といふようなものを徹底的になくす、あるいは制度、機構の面において非効率なものは改正する、そういういたしまして大した額の内容自体を低下する、これ以外に方法はないと思ひます。従ひまして、行政内容を低下するか、税をふやすか、結局この問題に地方財政の問題はからんでおるのであります。きわめて月並みなことでありますけれども、地方財政を改善するには、歳出を切るか、歳入をふやすか、どちらかしか方法はないと思ひます。

そこで、その問題を離れて、結局現在の行政内容を一応是認していく立場に立ちますならば、この地方財源の総額が足りないということが根本だ

と思います。第二に、この財源総額の中でさらに地方税が少いということが一つの欠点だと思います。地方税の少いというところは、逆な面から申しますれば、国庫補助金、交付税、地方債というようなものが多いということに問題があると思います。このうち、地方債につきましては、一般会計において本年度七百九十億発行することになっておりますが、これは非常に私は問題であると思ひます。昭和二十四年でありまして、当時ごろからいわゆる健全財政という立場をとって、公債を発行しないという立場をとって、国家予算及び地方財政全体としてこの非募債主義というものを徹底するならば、これは国庫地方も公債を出さない方がよいと思ひます。かりに全体を通じて公債を出さない、むしろ逆に申しますれば、それだけ税にたよる、税をたくさんとることができないならば、これは国庫地方も公平に公債を両方で持ち合はなければならぬ。今のやり方は、国の方は全部税によってまかなう、地方の方には税が足りないから公債を発行せしめておる。これはきわめてへんばな財源の配分でありまして、このような状態が続きます限り、地方財政は改善されません。現に地方債の元利償還額はふえてきておりまして、今年の発行額をかりに七百九十億といたしますれば、ここ数年の間に発行額よりもよけいものを償還しなければやういけません。この点を第一に改善すべきだと思います。

次に、国庫補助金及び交付税の問題でありますが、時間がありませんで一つ結論だけ申し上げますれば、こういうものはなるべく少い方がよい。こと

に国庫補助金のごときは徹底的に整理するべきものと思ひます。つまり、国庫補助金のように国が税金として徴収し、それを一ぺん中央へ集めて、それを各省を通じて地方へ持つてくる。つまり国民が税金を負担するということと、その負担した税金が目の前で国民にわかるように使われるというつながりが国庫補助金においては断ち切られる。これは行政的にも財政的にも非常に悪い制度であります。およそ行政に要します経費というのは、その行政を行ないます主体が自分で税金を徴収する、そして国民の見てゐる前で行政に使う、これが私は原則だと思ひます。もしなければ財政膨張というものは押えられませんが、行政の責任感もはつきりしない、まあこういうふうに考へます。そういう意味におきまして、現在の地方財政の財源構成をみますと、国庫補助金が非常に多過ぎると思ひます。これは地方財政の点で考へるべきであります。交付税の点で考へるべきであります。これは地方財政の現状が今のようならぬ、これはどうして必要な額があると思ひます。現在の額が多いか少ないかというところは、今の国庫補助金の整理及び地方税の強化というふうな点と関連して考へるべきだと思ひます。そのように、第一段階では地方財源の総額が足りない、第二段階に、その財源の中における地方税の額が少くないということが根本の問題である。そこで、この地方税を増加いたしますという、必ずそこに偏在の問題が起きますのであります。つまり肝心の地方税を徴してゐる団体に地方税の増収が得られないで、かえつて剰余の団体にその税収入が得られる。こういうふうになるのが先ほど井藤先生の

おっしゃいましたように、今日の実情なのであります。

そこで、これに対する考え方でありまして、その前に、二十九年度の地方交付税、この配分に当りまして、全国的な合計で、基準財政収入額を基準財政需要額がオーバーしている額が二百六十六億でありまして、基準財政収入額二千九百九十六億に対して約一割オーバーいたしております。これを一部ではいわゆる剰余財源とかあるいはロスである、こういうことを申ししますが、これは私は必ずしもそうとも思ひません。この額だけが全部むだになつておるとは私は必ずしも思ひません。この額は、本年あたりおそろくまだ相当ふえると思ひます。従ひまして、こういう状態のもとにおきまして、さらに地方税をふやすことになりまして、必ず偏在額というものが大きくなつてくる。これは国家全体から見てむだなことでありまして、これを調整しなければならぬ。結局これは交付税との噛み合せの問題になつてくると思ひます。これは、きわめて粗末なことでは、まだはさしい次第でございまして、私は結局この段階におきましては、交付税を、何と申しますか、マイナスの交付税、つまり超過団体から一部の税を取り上げて、そうしてそれを貧弱団体に回す、つまり今よりも財政調整の作用をきつくる、こういう方法を講じない限り、地方財政は全体としては救われないと思ひます。いろいろ問題があると思ひますが、これは論外でございまして、一応その程度にしておきます。そういう方法をと

りさえすれば私は地方財源をふやすことができると思ひます。一部には幾ら地方税をふやしてもロスが多いからとか、あるいは現行制度がすでにロスが多いから、現在の地方税も国に取り上げて、これを譲与税にしてしまふ、昨年行われました入場税の国税移管、この点は先ほど井藤先生のおっしゃいましたように、私も反対でございまして、むしろそういう財政調整全体の作用を強化することによって、ことに地方税たる性格の明確な入場譲与税はこれは地方税に置いておくべきものだ、さらにもっと適当な税を地方税に移すべきだ、こういうふうに考へるのであります。きわめて抽象論であります。

そこで、しからばそういう税収入をどうして増加したらいいかということでありまして、結局これは突き詰めまして、ちよつと調べてみますと、国税、地方税を通じて一兆二千七百億、この税総額のうち所得税系統のもの、法人個人を通じまして、それと酒、たばこの消費税、この三つでもちこの三つの税で占めておる。これは私はいかなる制度にただしわゆる流通税的な取引高税、あるいは売上税、あるいは付加価値税、そういう何らか一般的な流通税、これを作り出した場合には、これは相当大きな財源を得られますが、その他の場合にはきわめて少い、小さい税でありまして、結局そういうものをやりとりしておつても問題の解決はつけないのであつて、やはり地方税をふやすとすれば、今のところこの所得税系統のもの、酒、たばこの消費税、これも地方団体に持つてこなければならぬ。そういう意味で昨年たばこの消費税ができておりますことは、私は適当だと考へております。そういうふうに根本的に税制につきましては私は考へるのであります。

個々の税につきましてでございまして、実は用意しておりました中の非常に多くの部分を井藤先生がおっしゃいます、私も同じ考へを持つておるところがございまして、それは省略いたしまして、私だけの變つた点を申し上げます。

第一に、市町村民税でございまして、この課税方式は結局五つあります。この五つあることは、これは地方自治団体の税でありますから、そこに中央地方の実情を考慮するというようなことから私は適当だと思ひます。問題でありますのは、第一に、財政計画上の総額の見込みでありまして、これは御承知のように昨年度第一方式による標準税率、これは最近はそのような言葉でなくなつたようでありまして、一三％の課税をもつてするといふ額に比しまして、大体三十三年度で百億程度のもので余計とる、つまり第三方式によつてそれ以上のものをとる、こういう計画になっております。ここに非常に無理が起りまして、市町村間のアンバランスというのが起る。従ひまして、こういう無理を避けるには、私はこの差のあることが地方税としては適当である、こう考へますが、ただ今度の改正案に出ておりますけれども、明年多少これが国税の減税というところもございまして、増税になつております、また標準税率の復活といううなことがございまして、多少緩和

されるだろうと思ひまするけれども、この点に一つの問題があるように考へます。

もう一つは、これは非藤先生がおっしゃいましたけれども、給与所得とそれからほかの事業所得との不均衡であります。それゆえに結局先ほど申しました三つの課税方式のうち、いわゆる第二方式、第三方式の但し書きの規定

あたりが非常に活用される。そういうところでは非常に税負担も高くなるわけでありますが、それも結局この農業所得のごときは非常に国税、所得税がかからない。これは国税としての所得税が、免税者が非常にふえるということ、これは賛成でございますが、地方税としてそのように非常に多くのものが一割くらいしか税金を納めない、こういうふうになってきますすると、市町村民税の私は価値がなくなるような感じがするわけであります。従いまして、こういうことからしまして、給与所得と事業所得との不均衡は是正という問題になるわけであります。すなわちこの地方税だけ、市町村民

第二に固定資産税でありますが、これに付きまして、ある方面で固定資産税をちよつと解体して、償却資産であるとか何とかは別の税にするという考案があるようでありますけれども、この点も私は反対でありますして、やはり固定資産税として課して行く以上は、土地、家屋、償却資産はあくまで三つの柱に考へて行く方がいいと思ひます。

次に評価の問題であります。これは年々変わる。今度の改正で土地、家賃は三年おきになるということですが、これはあくまで適正な時価というものを基準にしてとつて行く、この方針をくずすべきではないと思います。従つて時価が上るとか、あるいは現在の時価が、現在の評価額が現在のほどのような時価に比べて相当差があるものから、ここらにおいてやはりこの評価をやり直すことはどうしても必要だと、こう考えます。そしてその負の部分にはあくまで税率の調整のふえる部分はあくまで税率の調整によって、これを負担可能な限度まで行けて行く。評価はあくまで適正にとつて考へております。

それから次の大規模資産について調整の問題でありますがこの点、多少井藤先生と意見が違ひまして、やはりこれは固定資産はあくまで市町税にしておいて、そうして問題になります。この大規模資産のあります所だに調整の方法を講じる。現行法に出しております調整くらいはこれは当然だと思います。なお経過的に、今度の改正案によりまして三力年間ある程度経過規定を置くようでございますがこれも理論的にはともかくとして、実情としてはこの程度の例外は許すを得ないと思ひますが、ぜひこ

は、経過規定は経過年度だけに終らして、本来の姿に帰るべきだとふうに考えるわけにあります。

次に事業税でありますか。これは第一が課税標準の問題であります。が、これも全く井藤先生のおっしゃる通りに事業税を外形標準に切りかえる、あるいは付加価値税というようになる、ものをとるとすることは、私は強く賛成でございますが、これは非常に根本に触れることでありますので、この程度にいたします。

次に基礎控除がだんだん引き上げられておりますけれども、この基礎控除を引き上げるといふことは、現在の程度はやむを得ないと思ひますけれども、これを非常に引き上げるといふことは、これは元来物税としての事業税を考えますときは私は適當でないと考えます。やはりこれは物税でございしますから、広くとることが必要で、この点固定資産税を納めますところの納税者の負担とも關係があると思ひます。七万程度の基礎控除でありますと百九十二万の納税者のものが、十二万円になりますと五十四万に減少するといふふうになります。これ以上減りますと、事業税としての価値がなくなるのじやないかと考えます。

四番目に遊興飲食税であります。が、これにつきましては、一時考えられましたところのこの徴収強化ということとを何らかの形においてやるべきだと考えます。遊興飲食税の現状が非常に税務行政がうまく行っていないということは、これは周知の事実のようであり、これはただそのやり方が悪いというだけではなくて、やはりこれは過去のいろいろの沿革的な、たとえ

は戦時中の禁止的課税のような状態があるいはその後のいわゆる料飲店閉鎖というような戦時特別措置、そういうような名残りをもってきておりますので、これをこのままの制度において一がいに改善しろと言いましても、これはむずかしいと思います。結局一時考えられましたように、まあ法律の文面上の負担は減らし、そのかわり徴収を法律通り実行できるように徴収強化の方法をとる。公給の領収書を出さなければならぬようにする。こういうことも必要だと存じます。

五番目に道路税法の問題であります。地方道路税の問題でありますが、この自動車、ガソリンのまあつまり車、自動車から税金を取って、それを道路費に充つるということは、私は大体新しい考え方であるとすれば適當だと思ひます。そういう意味におおきまして、道路費というものは回も出しますけれども、地方が相当多くのものをむしろ主体として出しておりますから、やはりこのガソリン税の経費というものは地方団体に回わすのが當然だと思ひます。その点のうち今度四千円に上げると、四千円分だけは地方の税金だという原案を、最近新聞で拝見しますと、これも減額するように出ておりますが、これは自動車の負担というようなことからいろいろの問題があるかもしれませんけれども、しかしこれによりまする欠損額、三十年代において二十五億円、平年度において四十七億円というものは、これはどうしても埋めなければ、地方財政はこれほど困窮しておりますのにさらに穴があくことになるのでございまして、これを修正いたされるなら、必ずこの穴埋めという

今からきまっておりますので、率にはつきりな交付税制度になって、率がはつきり問題だと思えます。ことに今のようことは考えていたかなければならぬ問題だと思えます。ことに今のような交付税制度になって、率がはつきり今からきまっておりますので、率にはつきりこれを動かすとするれば、直ちにそのときどきの財政の制度というものがそうなつて行かなければならないのでありますから、来年度の分と言わずに必ず来年度のことも、一応の法制的な措置は本年度中に作るという必要があるように考えるのであります。税制につきましてはそれだけしておきます。

次に三十年代の地方財政計画についてでございますが、少し古くなりますが、本年度の予算審議中に、四月にこの交付税の問題等をめぐりまして、地方財政審議会から自治庁長官に対して意見書が出ております。その説明をしろということでございますので、説明をいたします。当時、今申しますように予算の途中でございましたので、そのときの数字によりますと、大体百五十三億円財源が不足する、こういう数字が出たのであります。これにつきましては一言申し添えますが、この地方財政計画というものにつきまして、地方財政平衡交付金が交付税に変わったから、これが性格が非常に違ったのだ、こういう意見が一部にあるようであります。が、われわれは決してそうは考えない。あくまでもこのようになるときにおきましては、政府は国と地方団体との行政の点から、大体それに対する財源というものを、公平にわけるといふ責任が政府にあるのであります。従いまして、単にその政府は予算だけを作る、そうして交付税によってきまりました率だけを地方に与えれば、あとはどうなろうと勝手にしろ、こういう

うことは私はもう今はなり立たないの
だと思ひます。あくまで地方財政に對
しまして、地方団体がやうて行かなけ
ればならない仕事に對する財源という
ものは、高い立場における財源がこれ
めんどろを見るというものは、これは
私は交付税にかりましても同じこと
だと思ひます。そういう趣旨によりま
して、この地方財政計画というものを
作つて国会に提出しなければなら
ない、こういう義務が政府に課せられ
ている。單に作りつぱなし、ただ出し
さすればよいというわけでは決して
ない。最後の責任を負わなければなら
ない。ただ交付税交付金と地方財政平
衡交付金と違ひますところは、必ず平
衡交付金のもとにおきましては、運用
の問題において収支が合うようにし、
その差額は必ず予算に計上されなけれ
ばならない、こうなつておりますけれ
ども、交付税においては必ずしも
その必要はない。しかしながらそこに
差が出る。しかしその差も小さい額な
らばよろしい、あるいは一年限りな
らばよろしい。引き続いてあるいは相
当のものが出るときはこれはやはりあ
らゆる措置、何も交付税をふやすだけ
ではなくて、法案にもございませう
に、地方の行政制度あるいはそのほか
の財政制度を改正してこれを合ふよ
うにするということも政府の責任、し
かも財政計画と言ひますのは、必ず地
方団体がそのときに法律上も事実上も
持つておりますので、行政を完全に
果すにはどれだけの要るかということ
を客観的に妥協な水準でこれはきめな
ければいけないと思ひます。地方団体
自体が勝手にお手盛り多額の経費を
計上している、そういうものをそのま

まると必要もないかわりに、片つ方政
府の方から交付税がきまつたから、そ
れに合うように逆に歳出をしぼつてい
くということもこれはいけない。あく
まで客観的な基準によつてこれをきめ
る。そしてその収支のしりが大きく合
われないようにしないということが必要
だと思ひます。そういう見地でそのとき
の計画を見ますと、大体今までのやり方
と申しますか、今までの数字、過去五
カ年間でございませうが、やつて参りま
した地方財政計画をそのまゝやつてい
きますと、百五十三億圓ぐらゐの財源
不足がつく。もつともこの百五十三億
の財源不足のほかに、さらに六十億圓
ぐらゐの單獨事業費の節約をしております
から、合計すると二百億圓少しこ
え、そういう欠陥がある。そこでこ
ういふ数字はどうしても埋めてもらひた
いというのを自治庁長官に申し入れ
たのでございませうが、その後本決定
にしては五十億圓、入場税を十分の一だ
けさらに地方に出せということによつて
十二億圓、合計六十二億圓の財源の増加、
百五十三億圓に對して六十二億圓の増加、
なおいろいろ端数の整理等によりまし
て多少違ひましたけれども、大体それ
ぐらゐの数字、従つてそこに相当大き
な穴があいておるのでございませうが、
それが結局最後におきましては、ここ
に今度提出された決定したものの
中におきましては、各方面において歳
出を整理すると、こゝういふ数字によつ
て結局収支ゼロになつております。こ
の点の整理、節約のこととございま
すから、できると言へばできるし、
できないと言へばできないで、結局確
たる基準もないと思ひまするけれど

も、われわれの見方からすれば相当こ
れを強行するのにはいろいろ無理な点
があるというふうなわれわれは感じて
おる。しかしこれは意見書を出しまし
てからあとのことでございませう。
さらにその意見書におきましては、
もう一つのことを考えておるのでござ
いまして、今まで申し上げた数字は、
過去にやつて参りました数字をそ
のまま承認する、いわゆる言葉で申し
ますと、既定財政規模といふものをい
じらずにやつていくということとござ
いませうが、ところがこの既定財政規模
の中には給与費であるとか、あるいは
恩給費であるとか、あるいは国庫補助
金に伴う経費であるとか、そういうも
のにつぎましての算定が十分でない
いふものが多々ありますので、そ
ういふものを一応考慮いたしますと、今
の百五十三億といふ数字は四百五十七
億になる、こゝういふまあ数字を出し
ておいてというわけにはいかなないか
ら、結局これは政府で今全国的に作業
をしておりますこの給与、地方公務
員の給与調査の結果等を待ちまして、
はつきりした給与に對する数字等をつ
かんてからこれを措置してもらひた
い、こゝういふまあ意見書を出したので
ございませう。

以上でございます。
○委員長(小笠原三男君) ただいま
の二人の御発言に對して質疑のおあ
りの方はお願いいたします。
なお自治庁からは税務部長の奥野
君、あるいは大蔵省税制第二課の方か
らは係官が見えておられます。
○伊能芳雄君 井藤先生にお伺いま
すが、勤労者の給与所得に對しては税
が高いという説があるが、先生も御肯
定なさるような御意見のようでした
が、これは勤労所得は正確に把握でき
る、その他の申告所得は十分把握がで
きないといふつまりそこにアンバラ
スがあるから高いと、こゝういふお考
えでしよ。それとも勤労所得自体に
高い本質的なものがあるかどうか、こ
の点お伺ひします。
○参考人(井藤半彌君) 事實問題とい
たしまして、勤労所得は九〇何%まで
把握できます。その次に把握のやさし
いのは農業です、地面がありますか
ら。それから事業所得、商工業は一番
把握しにくい、これは常識でございま
す。私、申しますのは、だからとい
つて租税制度として勤労所得を特に割
引すると、こゝういふことになりま
す、商工業でも農業でも、とにかく百
パーセント把握されないといふ建前で
安くなつてゐるので、どうしても負け
てやるといふことを法律が認めること
になりますので、これはしばらくはう
まくいきませんけれども、やはり厳密
に把握できるといふ前提でやはり考え
ております。そこで今の御質問の件で
ございませうが、これは全部厳密にと
るべきではない、たとえば今申しまし
たような意味で、ことに先に申しまし
たが、勤労所得の方は重なる制度的
に欠陥があるのじゃないか、こゝう考
えております。

○伊能芳雄君 それから違ひ問題でお
伺ひしたいと思ひますが、萩田さ
んからも話がありました、大体地方
税をできるだけ税源を与えようといふ
ば、どうしても偏在の税源になつてく
る、その調整方法としてはやはり交付
税よりほかには適當な――先に譲与税
といふのはあまりいろいろなものをご
しらへるのは適當でないといふ御意見
がありました、交付税一本で調整す
るのが適切である、こゝういふお考
えでしよ。か。
○参考人(井藤半彌君) 私の考えは、
結論から言ひますと、実は私は交付税
をいと思つておりません。先ほど萩
田さんのお話にもちよつとございま
した、この交付税、平衡交付金を改め
て交付税にしたといふ一番大きな根拠
は、平衡交付金といふのは御存じの
通り積み重ね式である、足らぬだけ
を――もちろん地方団体もいかに
金の使い方をやつてゐるところもご
ざいます。これはもちろん地方団体の
方も何とか自衛しなければならませ
んが、理屈として足らぬだけを國家で
埋めるといふ建前になつております。
地方団体側はそれを請求する、また國
の財政を援つております大蔵省側では
全部出せない、毎年紛争――といふ言
葉は少し大げさでございませうけれど
も、毎年意見の衝突が起る、そこで法
人税と所得税と酒税の割合にすれば、
総額は大体きまるのだから、非常には
なほだしい違ひがある場合は直す、こ
ういふ建前になつてゐるのでありま
す。私はどうもあの制度ができました
ときから、実はこゝういふことではな
いだろうといふことは、毎年國家もこ
の財政が苦しいし、地方団体も財政が
苦しい、かりにあつてふに機械的
にきめても、毎年率についての変更が
起るのじゃなかろうかといふことは、
私は去年から言つておりました。とこ
ろが去年まで二三%、去年は特別の事

情で二〇％になりました。今度は二二％というのが二八％になるとか何とかいううわさもあります。来年はとうとうまた変わると思います。あれは法律で定めることが無理で、そういたしました。昔の地方財政平衡交付金の方が毎年々々折衝がありまして、うるさいですけれども、どうせやるくらいだったら、いろいろ事情の変化があるわけですから、いろいろの事情の変化があつて地方団体の財源不足が出てきますから、その場合に、やはり平衡交付金の方がめんどうなようだけれども、よりよくないかと考えております。

それから、ただし、私は平衡交付金制度自体についてもいろいろ問題があるだろうと思つておられます。と申しますのは、最近専門調査員の法費さんが給与に關する調査をされました中で、こういうことを言つておられます。私はこれはもつとだと思つておられます。というのは、平衡交付金では御案内の通り、國で財政収入の府県の場合が八割、市町村の場合は七割だけを見て、残りの二割または三割をもつて自由の財源にするというところになっております。ところが東京や大阪のようなお金持のところは自由の財源が多いのですけれども、先に申しましたような、貧弱な島根とかいうところは税収入が県財政収入の一割しかないところでは、二割といつたて大したものじゃないかと思つておられます。

それからもう一つ、私さつきういことを申しました。譲与税とか、たばこの消費税とか、それから交付税とか、ああいふのは多いんですから、これを統合せよと申しましたことは、私

は今現状ですぐにやるといふことになりまして非常に問題があると思つておられます。私は理想としては譲与税にいたしまして、たばこの消費税にいたしまして、それから交付税にいたしまして、これはやはり地方財政調整といふことが主たる目的を持つていふものであります。その場合に三つもあるといふことは実にややこしいのです。非常にややこしいので、それで現在の交付税制度をもつと内容について修正を加えて、やはり一本にする方が制度として簡素化されるのじゃないかと考えております。

○若木勝藏君 萩田さんにちよつと伺いたいのですが、先ほど地方税の増加のところで、大体所得税系統のもの、酒、たばこ消費税で七〇％、こういうふうなお話があつたのですが、そこでこの問題をもう少し詳しく伺いたいの。というのは、現在の地方財政規模から言ひまして、地方税あるいは交付税、その他の國庫支出金、あるいは地方債、こういうふうなものがあるの、パーセントを持つていふのが一番適当な財源になつてくるのか、おのどのうに見ているか、こういうことに對する御見解を伺いたい。

○説明員(萩田保君) 地方財源構成の理想的な形と云ふことで、第一に地方債につきましては、先ほど申し上げましたように國が公債は出さない、地方が公債を出す、これはいい。従ひましてこの点は國、地方を通じて行政の分量和、そのとき取り得る税の総額と、この差額といふものが出来るか出来ないか、出ればそれを公債によつて國と地方と公平に、どこが公平か問題ですが、分けなければならま

せん。また地方負担につきましては、そのような抽象論でなくて具体的な問題になります。たとえば災害費に對する起債であるとか、あるいはまあ小さな団体であります町村におきまして学校を改築する、たつた一つしかない学校を四十年に一ぺん改築すればいい、これが優先といふ場合ならこれは起債によるより仕方がございせん。そういう意味におきまして、全体を通してどのくらいのパーセンテージでいかかといふことは、地方債についてはちよつと申し上げにくいと思つておられます。國庫補助金であります、これにつきましても極端なことを申しますれば、もう國庫補助金といふものは私にはくてもやつていけるのじゃないか。きわめて大規模な、むしろ私は國の直轄工事に相當するような大きな工事、こういうものに対してかりに地方でやらせるようなことがあれば、補助金という災害はもちろん除外であります。それ以外はやろうと思ふばやうによつてはやめることをやつても差しつかえないのじゃないか。そういうふうにい

たしますれば、結局地方税の率といふものは非常にふえる。つまり地方税と申しますよりは、交付税と地方税とを併せた一般財源は相当増加して差しかえない。そのうち地方税と交付税との割合であります、結局現状の地方財源偏在の状況にかかつてい

る。先ほど申しましたように、地方財政の調整をもつと強化する必要があると申しましたのは、これは地方交付税を今与えている団体におきましても、貧弱団体に対する与え方を多くする、こういうことが結局地方債の問題とも

関連するのでありまして、簡単に申しますれば、今の地方債の許可方針といふものは一般財源の足りないところに地方債を出す、こういう考え方でありま

す。従つてむしろ償還財源のないところに地方債を多く許可する、償還財源の多いところには地方債を許可しない、こういうやり方になつてい

る。たとえばこれは本来の考え方から言へば非常に逆な行き方でありまして、むしろ財政貧弱なところに交付税をやつておいて、地方債のような将来負担になるようなことはやらない、財政豊富なところには、地方債をやるといふことにならなければならぬと思つておられます。こういうことから考へて、地方交付税を与える場合は貧弱団体に対する比率を多くする、この方法をどうしたらいいかという問題になります。先ほどちよつと井藤先生からおつしやいました、たとえば基準財政収入の今府県八〇％、市町村七〇％であります。が、この率を高めるというところはこれはそういう場合に役立つ一つの方法だと思つておられます。それからそのような配分方法を幾ら変へましても、先ほど申しましたようにい

うことは問題だ。これは別の方法で、いまの交付税と言ひますか、取り上げるといふようなやり方をして、その代り現金そのものは何も出してやる必要はありませんから、何かからでも引いて政府がやるということになればできると思つておられます。そうしない限り地方財政全体を強化する、総体を強化することができない。全体の地方団体の財源を強化することはできない。そういう状態にすでにその財源の状態がきつてい

るのではないかと、こう考へておられます。○若木勝藏君 そういう立場から見ますと、さらに地方自治というふうな観点に立つて考へるわけでありま

す。今全國に四十ですか都道府県があります、が、そういうところで最も理想的にいつていふようなところはどこですか、財政的に。○説明員(萩田保君) 市町村につきま

しやくの余地がない、こういう経費が多い。ところが市町村の方は相当これは市のある経費、従いまして片一方財源の偏在性も府県の方が強い。片一方歳出の柔軟性と申しますか、これは市町村の方が強い、府県の方が弱い。そういうわけで府県の財源に自主性が足りない。そこで今主として先ほどから申しておりますことは府県をねらった考へ方でありまして、府県の税をプラスする。プラスしますと、先ほど申しましたように超過団体、東京、大阪みたいなところに余計行つて、これを調整する方法をあれ考へない限り、これ以上税のふやし方がない、こういうふうな考へております。

○小林武治君 井藤先生にお伺いしたいが、先ほどのお話のように、一体自治体というのは行政を自主的にやる、こういうことはある程度の財政の独立、こういうことと必ず伴わなければならぬじゃないかと思ひますが、今のうちに全国のうちの七つの県の税金が一割にもならない、こういうようなものでもいゆる自治体であるのかどうか、すなわち大部分国庫に依存している。それでも自治体であると言つていいのか、また自治体と称していいのか、こういうことについてはどういふふうにお考へになりますか。

○参考人(井藤半彌君) ちょっとこれは学校の講義みたいなことになりまして、御了承願ひたい。自治と申しましても、今から百年ないし百五十年前の地方自治は、現在の地方自治とはだいぶ情勢が違つてはいないか。簡単に申しますと、地方自治の祖國とも言われているアメリカや英國で百年、百五十年前の地方自治と申しますと、私はこ

れを簡単に孤立的な地方自治と申しまして、各地方団体が身分相應の仕事をやつておりました。よく映画なんかにもあるのですが、アメリカの西部劇なんかで、何か馬車なんかがさあつとやつて来まして、そこで町を作る。ところが悪い者が出てきて安らかに眠れない。そこで腕つづしの強い者に、お前調査になれ、月給はおれが出してやる、それから子供がたたくまででくると、子供をばつておくわけにはいかないと、ところが少し頭のいいのがある、とお前ちよつと学があるから学校の先生をやらんか、そのかわり月給はおれが出してやる、そういうふうにして身分相應に仕事をやつておりました。ところが一方コロラドとか、ニューメキシコとかいういなかでは非常に貧弱な変な学校があるかと思ひますと、ワシントンやニューヨークではりつぱな大学がある。その場合に、先の話に出ました中央政府から補助金を出すとか、平衡交付金を出そうとしても出すことができないのです。と申しますのは、中央政府と地方自治体の間に遠い所では一月、近い所でもステートのキャピタルからそういう所まで三日、四日かかる、その間にどうぼうが出たり何かする、そういう場合には孤立的な地方自治をやらざるを得なかつたのであります。ところが現在はどうかと申しますと、御案内の通り交通が大いに進みました。そのために現在の地方団体に

は次の二つの性格が出てきたと思ひます。これは昔の孤立的な地方自治と内容が違つておると思ひます。そのうちの一つはどういうことかと申しますと、地方団体にローカル・カラーがなくなつたということでありまして、という

ことは地方との間の交通の接触が強くなりまして、それからもう一つはちよつと少し変な言葉を使ひますけれども、大産業資本の全国支配と申しますか、たとへば中央政府で、ある大会社がさつと何かきめて、それによって命令をする、命令一下全国はそれを受けます。それからまた地方団体の交通がひんぱんになりましたために、都會でヘップバーン・スタイルとかいうのがはやると、すぐ二、三日あとにいなかはやる。これは昔のような時代にはなかつたことです。ところが経済については昔に比べると地方のローカル、カラーといふものがなくなつたということが一つの特徴だと思ひます。それから二番目の特徴は地方の事務の国家的性格が強くなつた。これはデモクラシーの発達によりまして、どんな貧乏なところでも六・三制度は義務教育として実施しなければならぬ。それから衛生施設はやらなければならぬ。そのために、昔は身分相應に貧乏なところには六・三制どころか一つの制度しか布かないが、金持ちのところは六・三制どころか、六・三・五までやることのできたのであります。現在のよう

なデモクラシーの立場から申しますと、人民として、あるいは人格としての最小限度の教育、国として最小限度の教育をやらせるといふこと、最小限度の衛生施設をやる、最小限度の文化施設をやるというところがどうして必要になつて参りました。そのために地方行政の国家的性格といふものが非常に強くなつたのであります。簡単に申しますと、昔は文字通り孤立的な地方自治といふことでありまして、自分の財源相應に仕事をやつたことはやむを得なかつた。ところが現在のような交通、通信が発達したしまして全国の關係が密接になり、それから大資本の支配力が強くなりまして、全国が同じ原因で変るといふ、たとえば失業の原因をとらましても、昔は地方的な事情によつて失業といふものが起つたのでありますけれども、現在は東京に失業があれば鹿児島にも失業がある、それから物価値といふものは、昔は鹿児島では豊作だつた、ところが東北では饑饉だつたといふことがありますが、今ではそういうことがなく、すっかり全国均一になつて参りました。それで全国均一になつて参りました。それで地方行政の国家的性格といふこと、これはどうしても認めざるを得ない前提になつております。そういう建前から考へますと、昔のような孤立的な地方自治、すなわち自主財源によつて地方財政をまかなうといふことは言ひにくくして行つてはできません。だからといって私は自主財源を強化することに反対ではありませんが、自主財源でまかなうといふのもどうしても限度があるものでありまして、どうしてもこの場合国家から平衡交付金か何かの形で補給するといふことがデモクラシーを前提にし、現在の情勢を前提にすれば、これはやむを得ないことじゃないかと思ふのであります。

○参考人(井藤半彌君) それではさつきも私もちょっと触れましたが、それから萩田さんもおっしゃいましたのですが、都道府県と市町村と比べますと、市町村の方が現在まだいい状態にあるといふことはさつき私も言ひましたし、萩田さんも申しました。そこで一番財源のアンバランスがはなはだしいのは府県でございまして。現在御案内の通り地方制度調査会、最近ちよつと変な工合になりましたが、あれが府県制度の検討といふことをやつておる。それから現在日本で府県制度の検討といふことが問題になつております。原因はいろいろございまして、そのうちの一つの重要な原因は、やはり地方の一部の府県というよりも大部分の府県の財政難である。そこでこの府県を統合すればいいじゃないか、あるいは府県の仕事を市町村に下せばいいじゃないかとか、いろいろ代案もいろいろありますが、現在の地方制度は私は決していいとは思つておりません。ことに府県については何とか改革すべきものだと思つております。そうして先ほどおっしゃいましたような意味で、やはりできるだけ自主的な財源もある程度強化し、それから地方自治的色彩を強化することは必要であります。現在の状態では財政的に見て不可能だと、こう思ふのであります。

○委員長(小笠原三三男君) 他に御質問ございせんか。

○森下政一君 井藤先生に一つお伺いしたいのですが、シャッフル報告が特に地方財政について兩期的な改革だつたようなことを言われたのは、府県、市町村それぞれに固有の財源を与えたという点だつたと思ふのです。また一方憲法がそれを取り上げて、おさわざ一章を設けて、地方自治を尊重するといふためにのおの固有の財源が与えら

が、都道府県と市町村と比べますと、市町村の方が現在まだいい状態にあるといふことはさつき私も言ひましたし、萩田さんも申しました。そこで一番財源のアンバランスがはなはだしいのは府県でございまして。現在御案内の通り地方制度調査会、最近ちよつと変な工合になりましたが、あれが府県制度の検討といふことをやつておる。それから現在日本で府県制度の検討といふことが問題になつております。原因はいろいろございまして、そのうちの一つの重要な原因は、やはり地方の一部の府県というよりも大部分の府県の財政難である。そこでこの府県を統合すればいいじゃないか、あるいは府県の仕事を市町村に下せばいいじゃないかとか、いろいろ代案もいろいろありますが、現在の地方制度は私は決していいとは思つておりません。ことに府県については何とか改革すべきものだと思つております。そうして先ほどおっしゃいましたような意味で、やはりできるだけ自主的な財源もある程度強化し、それから地方自治的色彩を強化することは必要であります。現在の状態では財政的に見て不可能だと、こう思ふのであります。

○森下政一君 井藤先生に一つお伺いしたいのですが、シャッフル報告が特に地方財政について兩期的な改革だつたようなことを言われたのは、府県、市町村それぞれに固有の財源を与えたという点だつたと思ふのです。また一方憲法がそれを取り上げて、おさわざ一章を設けて、地方自治を尊重するといふためにのおの固有の財源が与えら

現在としては私はいいと思っております。しかしながら、これは先にも申しましたように、そういう譲与税とか、それからたばこ消費税と言いますが、これは譲与税的なものであります。地方財政調整のためにこの譲与税は非常に多いのです。この多いのを統合したしまして、機械的に統合しようというのではありません。もっとすっきりしたものにした方が制度としても簡素化されるのではないかと、趣旨にはむしろ反対はありますが、制度としては理想的な制度ではないと考えております。

○深川タマエ君 お二人の先生にお尋ねをいたします。近ごろ日本では防衛力がむだだとか、あるいは主食の輸入が損だとか、よく議論されますけれども、その二つは今のところどうにもならない事情もございまして、やはりやむを得ない事情もあると思っております。でも、それは別にこの委員会として非常に深い関係がございまして、災害対策でございまして、毎年これに二千五百億ぐらいの金を使っておりますが、私はこれはもう国費の最も大きい乱費でございまして、看過できない問題だと思っておりますが、長い間ここに固く作っておりますから、地理的な立地条件と申しますか、統計がございまして、どの川の土堤をどのくらい高くすればいいとか、山をどうすればいいとかというところはちゃんと研究ができておることとございまして、労働者もこれほどあり余っておりますので、たまたまのは金の問題でございまして、それにつきましても、建設公債をするといふフレになるという危険があるのであります。さりとてこのままほつてはお

けません。一ぺんに片づけておきまして、それだけのむだ使いをしなくて済むわけでありまして、非常に大きな世帯のやりくりが下手だと思いが、これを一ぺんに建設公債によって解決するといふと、そんなにインフレになるか、あるいはそれをいたさないで済ますとすると、何か別な方法でこの問題を解決する方法があるか、などにつきましてお二人の先生からお教えをお願いします。

○説明員(萩田保君) この災害の問題、非常に地方財政の困りますことはおっしゃる通りだと思っております。ただいま仰せの通り肝心の河川と申しますか、治山、治水と申しますか、これが進んでおりませんので、災害のつどこわれて、あとから直すということになって、これのようであります。従いまして、これをあらかじめ災害のつかからぬようにしておくべきことは全くお説の通りであります。たしか一昨年でございまして、何か政府の治山治水の委員会なんかに出ました数字は、一応農林省、建設省両関係でたしか一兆五千億でございまして、それだけの金がさしあたり十カ年でございまして、要るような計算でございまして、従いましてこれをいきなりやっています。従いましてこれを出した場合には、どうなるかという御質問でございまして、これは非常にむずかしい問題で、公債が出た結果どうなるかというところはよく私にはわかりませんので、結局、やういう根本的な問題を離れまして、さきだと思ひます。この治山治水が完備しない限り災害が起るのであります。

から、この災害はほつておけない、絶対に必要である。この点が非常に地方財政に困っております。つまり国の出します災害の国庫補助金あたりでも財政の都合上しぼられまして、地方ではどうしてもこれを出さざるを得ない。従つていわゆるワケ外と申しますか、仕越し工事と申しますか、これがたしか二十八年度でも百億ぐらい、二十九年度でも五十億をこえるような額になりました。こういうものが非常に地方財政に、現に赤字が出て債務も払えないという大きな影響を与えておる。従いまして治山治水の根本問題は別として、とにかく災害というものは何ともなりませんが、できな以上は百パーセント短日月の間に必ず予算措置を正當にとつてやるということは、これは地方財政のさしあたり問題としては非常に大事なことだと考えます。

○参考員(井藤半彌君) 私も大体萩田さんのおっしゃったことと以下のことしか申し上げることができません。それで萩田さんのおっしゃいましたことは、ごもっともだと思ひます。それからインフレになるかならぬかという問題でございまして、これは公共事業債だけではない、現状では、しかしそれ以外にいろいろ日本としては金が必要で、それから公共事業債だけを認めることと、やはり理屈はどんなことでもつきますので、学校の校舎がつぶれかかっているのをほつておいてかまわぬかという、これははいかぬといふことになりまして、それからまた社会救済とか社会保障のための経費が

足らぬと、これも公債でやれ、あるいはわれわれ学生を預っている者から言いますと、育英資金が少い、そんなことは公債を出して、もっと貧乏な子供でもっと頭のいい子供に教育をせよ、というように、何とか言つて参ります。やはりバランスということが出て参りまして、公共事業債だけでございまして、私は問題ないと思ひますけれども、ほかにもいろんな同じような重要性を持ったものが出て参ります。そういうことを、やはりそういう危険がないとは言えないと思ひます。

それからもう一つは、これは公債必ずしも悪いというわけではございませぬので、いわゆる不完全雇用で生産力が余つておつて、資源が遊んでおる場合にはおのづから公債を発行して、財政困難な地方団体は人為的に購買力をつちかつて、それを動かす方が失業救済になるし、国民所得も高まるわけでありませぬ。しかし公債というものは税金と違つて国民の抵抗が少いのでございまして、どうしてもしも安易な考え方で市町村長また国家の理事者がとりまです。それはまあいけなかつて、おのづから子とつき合つていかぬという場合には、つき合つてはいかぬといふわけでも、つき合つてはいかぬといふわけでも、公債というものは決して悪いことではありませんが、乱用の危険が多い。ことに現在日本の情勢から申しますと、デフレというのを今ややつつある、幸いに一年間は効果をおさめた。ところが一方にデフレを喜ばない人がございまして、何とかしてデフレをとめたいという情勢になつておる。

際でございまして、こういう場合は少しでもデフレの進行と申しますか、現在のデフレ政策の進行と言ひますが、跡始末のじやまになるようなものを是正する場合には、よほど慎重に考へる必要があるのではないかと考へます。

○委員長(小笠原二三男君) 私からちょっと萩田さんに伺ひますが、第一案の百五十三億の不足財源について財政措置を要しましたが、政府としては節約によつてつじつまを合せたという結果に対して、先ほどの御意見では、必ずしも節約ということでの通り結果がいくかどうかからぬという御意見でしたが、委員会としては政府が審議会の御要望に従つて具体的財政措置をとらないという点について、何らかあらためて意見をおきめになつておられるわけではございませぬか。

○説明員(萩田保君) 先ほど申し上げましたように、百五十三億のうち、公債で五十億、入場税関係で十二億、六十億がプラスになつておる。そのほかの部分でございまして、それはまあ節約的なもの、節約は先ほど申しましたように、これを地方団体に要請した場合にはできるかどうか、これはまあ必す絶対不可能――まあ言葉だけの問題かもしませんが、それでもありますので、まあ一応その点はそれ以上のことについては意見を申し入れなかつたわけではあります。

○委員長(小笠原二三男君) 機構の改革その他のことが行われない現状において、地方側あるいは国会等において交付税率の引き上げということが重大な関心と呼んでおるのですが、そう

しますとあなたの方では、その程度の金は交付税率の引き上げ等を当面の問題としなくてもいいと、そういう結論も出しておられぬし、まあ引き上げてもいいという結論も出してない、こういうことですか。

○説明員(秋田保君) その点は先ほど申し上げましたように、根本的に既定財政計画そのものについて無理がある、だから相当根本的に考え直さなければならぬ、こういうことをその当時の意見書から申しておるのです。そのときの数字が一応の数字で四百五十七億ですか、これくらい不足して、従つてこれは給与に対する調査が完了したときを機会に抜本的な対策を講じてもらいたい、こういうことをあらかじめ申したのであります。従いましてまあ何と申しますか、当初の問題につきましても一応それはそれと、こういうふうな考えまして、やはり将来根本的な改正はこれは絶対必要だ、こういうことをあらかじめ申しておきます。

○委員長(小笠原三男君) そうすると、差し迫つて今期国会において交付税率の引き上げ等について国会が決定するといふまでに緊迫した事態ではない、いづれ将来においてそのことは根本、抜本的に行われればよい、こういうふうな委員会としてはお考えになつておるわけですか。

○説明員(秋田保君) それは地方財政の状況はそういう状況でありませんから、一日も早い方がいいとわれわれは希望しております。がそれと同時にわれわれ直接調査のあれもございませんの、一兆円の出ましたいろいろな事例から見まして、地方財政規模に対する確たる今の給与調整の額などがはつき

りいたしませんので、そういうような確定を待つてと、そのときはそう申しておつたのであります。はつきりした数字が出れば、これは一日も早い方がいいと思ひます。

○委員長(小笠原三男君) 現状においてさまざまな方法がある中においても、基本的に交付税率の引き上げといふことももとより当面やらなければならぬ事態であるという御認識をお持ちですか。

○説明員(秋田保君) ほかにいろいろの財源増加措置もございましてようけれども、まあさしあたり交付税率の率の引き上げ、これはきわめて好ましいことだと考えております。

○委員長(小笠原三男君) 他に御発言ありませんか。

それでは井藤先生並びに秋田さんに各委員を代表して委員長からごあいさつ申し上げます。

非常にお忙がしいところを突然お願いいたしましたして、本日長時間苦しいところを貴重な御意見をお聞かせいただきまして、今後地方財政その他の審議に重要な参考になることができまして、各委員とも心から敬意を表し、御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

○石村幸作君 この機会に一言お願いを申し上げますが、先般委員会提案で町村合併促進法が制定せられて、町村の合併というのは非常に大きな効果、成績を上げたわけなんです。ところがこれが合併ができ上つた町村に対する育成強化の措置についてまだ遺憾の点が非常に多い、こう考えられます。そこで提案者の一員として、私は

合併町村の育成強化に関する決議案を提案して、そうして政府に対して緊急的に育成の措置を要望したい、こう考えておるわけでありませう。来週早々にでもこれは上程したい、こう考えております。そこで皆さんの御同意を得て、委員会審査省略で手続をしたい、こんなふうな考えております。すでに御同意を各派からも個人的には得て、署名もしていただいたのがあつたわけでありませう。よろしくお取り計らいをお願いします。委員長にお願ひいたします。

○委員長(小笠原三男君) ただいま石村君からそういう御発言があります。が、決議文をこの際朗読していただいで、各会派で御異議なければ、それで当委員会としてそういう決議案を本会議に上程するということを決定したいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○若木勝蔵君 その提案は、委員会としての提案ですか。

○石村幸作君 それでは決議案の案文を朗読申し上げます。なおこれは幾分修正というか、手を加えたいと思つております。大体の筋を申し上げます。

町村合併は関係町村の異常なる熱意により、幾多の困難を克服して断行され、既に減少町村は五、二〇〇に及び町村合併計画の八三%を達成し、その大半の完了を見るに至つた。しかるに合併町村の育成措置は徹底を欠き、新村建設事業は遅々として進まず、町村合併の成果に対する住民の期待に反することは甚だ多い。よつて政府は合併町村の基礎を確立するため、この際、速やかに

必要な措置を講ずべきものと認める。以上でありますけれども、この末尾の「必要な措置」、これをもう少し具体的に必要が明かしたいと考えております。

○委員長(小笠原三男君) ただいま石村君の申されるような趣旨で、当委員会各関係委員の発議者としての署名を得、また成規の賛成者をも得て、本会議に上程する手続をとるといふことに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(小笠原三男君) ではさよう決定いたします。

○石村幸作君 ありがとうございます。本日はこれで散会いたします。

午後四時五分散会

七月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(小林武治君外五名発議)

4 二以上の選挙区の区域にわたつて市町村の廃置分合又は境界変更がある場合(その区域が一選挙区とされている市が当該廃置分合に因つて他の市町村に属するに至つた場合を除く)においては、第二項の規定にかかわらず、選挙区の区域は、これに伴つて変更する。この場合において、あらたに設置された市又はあらたに設置された二以上の選挙区にその区域を分つて属するべき選挙区は、関係区域における議員一人当りの人口、関係選挙区に属していた者で当該市町村に属するに至つたものの数その他の事情を考慮して、内閣総理大臣が定める。

5 その区域が一選挙区とされている市が廃置分合に因つて他の市町村に属するに至つたときは、選挙区は、なお従前の区域による。

第十五条の二第一項中「第二項但書」を「第四項」に改める。

第九十三条第一項第一号中「五分の一」を「八分の一」に改める。

第九十七条第二項中「衆議院議員」を削り、同条第三項中「地方公共団体の長」を「衆議院議員及び地方公共団体の長」に改める。

第二百二十二条第一項中「衆議院議員」を削り、同条第二項中「地方公共団体の長が欠け又は」を「衆議院議員に欠員が生じた場合又は地方公共

第百十三條第一項各号列記以外の部分中、第一項、第三項及び第四項を削り、「その議員の欠員の数が」を削り、「衆議院議員の場合にあつては欠員が生じたときは常に、その他の議員の場合にあつてはその欠員の数が」

第一百十三条第三項各号列記以外の部分中「衆議院議員」を削り、同項第一号を次のように改める。

一、**削除**

第百四十二條第一項第二号中「当該都道府県の区域内の衆議院議員の

選挙区の数が一である場合には一万五千枚、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を超える場合にはその一を増すごとに三千枚を一萬五千枚に加えた数」を「一千枚に当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数から一を減じた数を乗じて得た数を一万五千枚に加えた数」に改める。

第四百四十四条第一項第三号を次のように改める。

三 参議院(地方選出)議員及び都道府県知事の選挙にあつては、公職の候補者一人について、一千枚の当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数から一を減じた数を乗じて得た数を

八千枚に加えた数

第百六十四条の二第一項中「本条中」を「本条第二項から第六項までに
おいて」に、「六十回」を、衆議院議
員の候補者にあつては五十回以内、
その他の候補者にあつては六十回」
に改める。

選舉區

[illegible]

青森県	第一区	青森郡	一	一人
	第二区	五所川原郡	一	一人
	第三区	弘前郡	一	一人
	第四区	黒石郡	一	一人
	第五区	上北郡	一	一人
	第六区	八戸市	二	二人
		三戸市		
		三戸市		
		上北郡		
岩手県	第一区	盛岡市	一	一人
	第二区	紫波郡	一	一人
	第三区	花巻市	一	一人
	第四区	北上市	一	一人
	第五区	和賀市	一	一人
	第六区	水沢市	一	一人
	第七区	胆沢郡	一	一人
	第八区	江刺郡	一	一人
		下田村		
		六戸村		
		十和田町		
		浦野館村		
		天間林村		
		大沢町		
		百石町		
		七戸町		
		横浜村		
		六ヶ所村		
		甲地村		
		野辺地町		
		宮城郡		
		仙臺市		
		黒川市		
		白石市		
		名取市		
		柴田市		
		刈田市		
		伊具市		
		亘理市		
		古川市		
		遠田市		
		加美市		
		志田市		
		石巻市		
		桃生市		
		牡鹿市		
		気仙沼市		
		本吉市		
		登米市		
		玉造市		
		栗原市		
		秋田市		
		西磐井郡		
		磐井郡		
		東磐井郡		
		大船渡市		
		陸前高田市		
		釜石市		
		遠野市		
		宮古市		
		気仙市		
		上閉伊市		
		下閉伊市		
		久慈市		
		二戸市		
		九戸市		
		宮城郡		
		仙臺市		
		黒川市		
		白石市		
		名取市		
		柴田市		
		刈田市		
		伊具市		
		亘理市		
		古川市		
		遠田市		
		加美市		
		志田市		
		石巻市		
		桃生市		
		牡鹿市		
		気仙沼市		
		本吉市		
		登米市		
		玉造市		
		栗原市		
		秋田市		
		西磐井郡		
		磐井郡		
		東磐井郡		
		大船渡市		
		陸前高田市		
		釜石市		
		遠野市		
		宮古市		
		気仙市		
		上閉伊市		
		下閉伊市		
		久慈市		
		二戸市		
		九戸市		
		宮城郡		
		仙臺市		
		黒川市		
		白石市		
		名取市		
		柴田市		
		刈田市		
		伊具市		
		亘理市		
		古川市		
		遠田市		
		加美市		
		志田市		
		石巻市		
		桃生市		
		牡鹿市		
		気仙沼市		
		本吉市		
		登米市		
		玉造市		
		栗原市		
		秋田市		
		西磐井郡		
		磐井郡		
		東磐井郡		
		大船渡市		
		陸前高田市		
		釜石市		
		遠野市		
		宮古市		
		気仙市		
		上閉伊市		
		下閉伊市		
		久慈市		
		二戸市		
		九戸市		
		宮城郡		
		仙臺市		
		黒川市		
		白石市		
		名取市		
		柴田市		
		刈田市		
		伊具市		
		亘理市		
		古川市		
		遠田市		
		加美市		
		志田市		
		石巻市		
		桃生市		
		牡鹿市		
		気仙沼市		
		本吉市		
		登米市		
		玉造市		
		栗原市		
		秋田市		
		西磐井郡		
		磐井郡		
		東磐井郡		
		大船渡市		
		陸前高田市		
		釜石市		
		遠野市		
		宮古市		
		気仙市		
		上閉伊市		
		下閉伊市		
		久慈市		
		二戸市		
		九戸市		
		宮城郡		
		仙臺市		
		黒川市		
		白石市		
		名取市		
		柴田市		
		刈田市		
		伊具市		
		亘理市		
		古川市		
		遠田市		
		加美市		
		志田市		
		石巻市		
		桃生市		
		牡鹿市		
		気仙沼市		
		本吉市		
		登米市		
		玉造市		
		栗原市		
		秋田市		
		西磐井郡		
		磐井郡		
		東磐井郡		
		大船渡市		
		陸前高田市		
		釜石市		
		遠野市		
		宮古市		
		気仙市		
		上閉伊市		
		下閉伊市		
		久慈市		
		二戸市		
		九戸市		
		宮城郡		
		仙臺市		
		黒川市		
		白石市		
		名取市		
		柴田市		
		刈田市		
		伊具市		
		亘理市		
		古川市		
		遠田市		
		加美市		
		志田市		
		石巻市		
		桃生市		
		牡鹿市		
		気仙沼市		
		本吉市		
		登米市		
		玉造市		
		栗原市		
		秋田市		
		西磐井郡		
		磐井郡		
		東磐井郡		
		大船渡市		
		陸前高田市		
		釜石市		
		遠野市		
		宮古市		
		気仙市		
		上閉伊市		
		下閉伊市		
		久慈市		
		二戸市		
		九戸市		
		宮城郡		
		仙臺市		
		黒川市		
		白石市		
		名取市		
		柴田市		
		刈田市		
		伊具市		
		亘理市		
		古川市		
		遠田市		
		加美市		
		志田市		
		石巻市		
		桃生市		
		牡鹿市		
		気仙沼市		
		本吉市		
		登米市		
		玉造市		
		栗原市		
		秋田市		
		西磐井郡		
		磐井郡		
		東磐井郡		
		大船渡市		
		陸前高田市		
		釜石市		
		遠野市		
		宮古市		
		気仙市		
		上閉伊市		
		下閉伊市		
		久慈市		
		二戸市		
		九戸市		
		宮城郡		
		仙臺市		
		黒川市		
		白石市		
		名取市		
		柴田市		
		刈田市		
		伊具市		
		亘理市		
		古川市		
		遠田市		
		加美市		
		志田市		
		石巻市		
		桃生市		
		牡鹿市		
		気仙沼市		
		本吉市		
		登米市		
		玉造市		
		栗原市		
		秋田市		
		西磐井郡		
		磐井郡		
		東磐井郡		
		大船渡市		
		陸前高田市		
		釜石市		
		遠野市		
		宮古市		
		気仙市		
		上閉伊市		
		下閉伊市		
		久慈市		
		二戸市		
		九戸市		
		宮城郡		
		仙臺市		
		黒川市		
		白石市		
		名取市		
		柴田市		
		刈田市		
		伊具市		
		亘理市		
		古川市		
		遠田市		
		加美市		
		志田市		
		石巻市		
		桃生市		
		牡鹿市		
		気仙沼市		
		本吉市		
		登米市		
		玉造市		
		栗原市		
		秋田市		
		西磐井郡		
		磐井郡		
		東磐井郡		
		大船渡市		
		陸前高田市		
		釜石市		
		遠野市		
		宮古市		
		気仙市		
		上閉伊市		
		下閉伊市		
		久慈市		
		二戸市		
		九戸市		
		宮城郡		
		仙臺市		
		黒川市		
		白石市		
		名取市		
		柴田市		
		刈田市		
		伊具市		
		亘理市		
		古川市		
		遠田市		
		加美市		
		志田市		
		石巻市		
		桃生市		
		牡鹿市		
		気仙沼市		
		本吉市		
		登米市		
		玉造市		
		栗原市		
		秋田市		
		西磐井郡		
		磐井郡		
		東磐井郡		
		大船渡市		
		陸前高田市		
		釜石市		
		遠野市		
		宮古市		
		気仙市		
		上閉伊市		
		下閉伊市		
		久慈市		
		二戸市		
		九戸市		
		宮城郡		
		仙臺市		
		黒川市		
		白石市		
		名取市		
		柴田市		
		刈田市		
		伊具市		
		亘理市		
		古川市		
		遠田市		
		加美市		
		志田市		
		石巻市		
		桃生市		
		牡鹿市		
		気仙沼市		
		本吉市		
		登米市		
		玉造市		
		栗原市		
		秋田市		
		西磐井郡		
		磐井郡		
		東磐井郡		
		大船渡市		
		陸前高田市		
		釜石市		
		遠野市		
		宮古市		
		気仙市		
		上閉伊市		
		下閉伊市		
		久慈市		
		二戸市		
		九戸市		
		宮城郡		
		仙臺市		
		黒川市		
		白石市		
		名取市		
		柴田市		
		刈田市		
		伊具市		
		亘理市		
		古川市		

第七区	第六区	第五区	第四区	第三区	第二区	第一区	福島県	第六区
安須郡 速賀市	西白河 東白河 白河市	双葉郡 石川郡 内郷市 磐城市 常磐市			相馬市 相馬市 伊達市 伊達市 伊達市	福島市 福島市 福島市 福島市 福島市	東田川 西田川 鶴岡市	
		大熊町 川内村 富岡町 龍田村 木戸村 広野町 大久保村 久浜町		標葉町 浪江町 大堀村 荻野村 津島村 葛尾村		羽黒町 藤島町 三川村 檜引村 朝日村		
二人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

第五区	第四区	第三区	第二区	第一区	茨城県	第十一区	第十区	第九区	第八区
行方郡 鹿島市	那珂郡 勝田市 那珂市	久慈郡 多賀市 常陸市 日立市	東茨城郡 西茨城郡	水戸市 東茨城郡	南会津郡 大沼郡 耶麻郡 喜多方市 河沼市 北会津市 会津若松市	石川郡 田川市 岩瀬市 安積郡	石川郡 田川市 岩瀬市 安積郡	石川郡 田川市 岩瀬市 安積郡	石川郡 田川市 岩瀬市 安積郡
		堅食村 竹原村 小川町 茨城町	御前山村 桂北町 常北町 飯富村 内原村 赤塚村 石崎村 常盤村						
一人	一人	二人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

第一区	群馬県	第七区	第六区	第五区	第四区	第三区	第二区	第一区	栃木県	第十一区	第十区	第九区	第八区	第七区	第六区
勢多郡 利根市	沼田市 前橋市	足利市 足利市	安野市 佐野市	下都賀市 小山市 栃木市	上野市 日光市 今市市	芳賀市 真岡市 那須市	大田原市 河内市 宇都宮市	真壁市 下野市 下野市	結城市 水戸市 結城市	結城市 水戸市 結城市	結城市 水戸市 結城市	結城市 水戸市 結城市	結城市 水戸市 結城市	結城市 水戸市 結城市	結城市 水戸市 結城市
二人		一人	一人	二人	一人	一人	二人	二人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

第二区		第一区		埼玉県		第八区	第七区	第六区	第五区	第四区	第三区	第二区												
北足立郡	鴻巣市	北足立郡	川口市	北足立郡	大宮市	浦和市	山田市	桐生市	邑楽市	館林市	新田市	太田市	佐波市	伊勢崎市	吾妻市	北群馬郡	渋川市	碓氷郡	群馬郡	甘楽郡	多野郡	藤岡市	富岡市	高崎市
桶川町	伊奈町	上尾町	与野町	鳩ヶ谷町	戸塚村	安行村	草加町	野田村	大門村	新座町	朝霞町	美笹村	戸田町	藤岡町										
一人		一人		二人		一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	二人											

千葉第一区	第十区	第九区	第八区	第七区	第六区	第五区	第四区	第三区																	
千葉市	入間市	狭山市	飯能市	所沢市	川越市	秩父市	秩父市	大里市	児玉市	本庄市	深谷市	熊谷市	南埼玉郡	岩槻市	北葛飾郡	春日部市	北埼玉郡	羽生市	加須市	行田市	大里市	比企郡	東松山市		
寄居町	花園村	川本村	岡部村	豊里村	妻沼町											江南村	大里村	水谷村	宗岡村	大和町	志木町	吹上町	北本宿村		
一人	二人	一人	二人		一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	

第六区	第五区		第四区		第三区	第二区																			
山武郡	匝瑳郡	香取郡	八潮市	佐原市	印旛郡	成田市	佐倉市	印旛郡	成田市	東葛飾郡	柏野市	東葛飾郡	松戸市	市川市	印旛郡	習志野市	船橋市								
横芝町	二川村	千代田村	安食町	布鎌村	本郷村	印旛町	白井村	富里村	八街町	酒々井町	沼南村	我孫子町	湖北村	布佐町	関宿町	二川村	木間ヶ瀬村	川間村	福田村	流山町	鎌ヶ谷村	南行徳町	浦安町	四街道町	
二人					一人																	一人	一人		

第 六 区	第 五 区	第 四 区	第 三 区	第 二 区	第 一 区	東 京 都	第 十 二 区	第 十 一 区	第 十 区	第 九 区	第 八 区	第 七 区															
江 東 区	墨 田 区	台 東 区	文 京 区	新 宿 区	中 央 区	千 代 田 区	長 生 郡	市 原 郡	君 津 郡	木 更 津 市	安 房 市	館 山 市	茂 原 市	武 金 郡	上 海 市	子 鉾 市											
一 人	一 人	二 人	一 人	一 人	二 人		一 人		一 人	一 人			一 人			一 人											
							長 南 町	水 上 村	日 吉 村	長 柄 村	本 納 町	豐 岡 村		白 子 町	長 生 村	土 睦 村	一 宮 町		山 武 町	松 尾 町	蓮 沼 村	緑 海 村	成 東 町	九 十九 里 町	大 網 白 里 町	士 氣 町	

第七区	品川管内 大島支庁管内 三宅支庁管内 八丈支庁管内	二 人
第八区	日黒区	一 人
第九区	大田区	二 人
第十区	世田谷区	二 人
第十一区	渋谷区	一 人
第十二区	中野区	一 人
第十三区	杉並、 豊島区	二 人
第十四区	北豊島区	一 人
第十五区	荒川区	二 人
第十六区	板橋区	一 人
第十七区	練馬区	二 人
第十八区	足立区	二 人
第十九区	葛飾区	一 人
第二十区	江戶川区	一 人
第二十一区	立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市 八王子市 南多摩郡 青森市 西多摩郡	二 人
第二十二区	神奈川縣	一 人
第二十三区	鶴見区 神奈川區 西区 港北区 保土ヶ谷區 中区 磯子區 金沢區	一 人
第四区	品川管内 大島支庁管内 三宅支庁管内 八丈支庁管内	二 人

[illegible]

第九区		第八区		第七区		第六区		第五区		第四区		第三区	
刈柏 羽崎 郡市		南三見古長 蒲島附志岡 郡市		南加栃三西燕 蒲茂尾条蒲 郡市								北新 蒲発 原田 郡市	
中之島村		今大福 面島村				下田 田上村		聖福佐豊長神笹水京堀分安 籠島々栄浦山岡原ヶ越田田 村村村村村村村村村		乙加紫金築黒中 治雲塚地川条 村寺町村村村町			
一人		一人		一人		一人		一人		一人		一人	
第三区		第二区		第一区		第十四区		第十三区		第十二区		第十区	
上新 新川 郡市		下黒魚富 新部津山 郡市		佐両 渡津 郡市				中西糸直 頸頸魚江 城城川津 郡市				中新高東中十南北小 頸井田魚日魚千 城市郡市郡市郡市	
						吉明大瀧柿米 川治村村町山村 町村		美上里高清水寺坂杉妙中妙 守杉五十士原野倉之郷高々 村村公村村村村村原 村					
一人		一人		一人		一人		一人		一人		一人	
第五区		第四区		第三区		第二区		第一区		福井県		第五区	
三小敦南丹鯖武 方浜賀条生江生立野山野田井羽井 郡市													
一人		一人		一人		一人		一人		一人		一人	
第五区		第四区		第三区		第二区		第一区		石川県		第六区	
三小敦南丹鯖武 方浜賀条生江生立野山野田井羽井 郡市													
一人		一人		一人		一人		一人		一人		一人	
第五区		第四区		第三区		第二区		第一区		石川県		第六区	
三小敦南丹鯖武 方浜賀条生江生立野山野田井羽井 郡市													
一人		一人		一人		一人		一人		一人		一人	

第二区		第一区	長野県	第五区			第四区			第三区			第二区		第一区	山梨県	遠飯郡			
下	上	飯	長野	中			中			北			都		富	東	山	塩	甲	
水	水	山	野	巨			巨			都			留		留	吉	八	山	梨	府
内	内	市	市	摩			摩			留			留		市	市	代	市	市	市
郡	郡	市	市	郡			郡			市			郡		郡	市	郡	市	市	郡
				玉			龍													
				幡			王													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村			村													
				村																

第九区	第八区	第七区	第六区	第五区	第四区	第三区	第二区	第一区	静岡県	第九区
周智郡	小笠原市	榛島市	志太市	藤枝市	加茂市	伊豆市	駿東郡	御殿場市	三島市	静岡市
大野山	吉野山	大野山	吉野山	吉野山	吉野山	吉野山	吉野山	吉野山	吉野山	吉野山
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
第十二区	第十区	第九区	第八区	第七区	第六区	第五区	第四区	第三区	第二区	第一区
磐田郡	磐田郡	磐田郡	磐田郡	磐田郡	磐田郡	磐田郡	磐田郡	磐田郡	磐田郡	磐田郡
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
第十三区	第十四区	第十五区	第十六区	第十七区	第十八区	第十九区	第二十区	第二十一区	第二十二区	第二十三区
磐田郡	磐田郡	磐田郡	磐田郡	磐田郡	磐田郡	磐田郡	磐田郡	磐田郡	磐田郡	磐田郡
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

第一区	滋賀県	第八区	第七区	第六区	第五区	第四区	第三区	第二区
高島郡	大津市	南牟婁郡	北牟婁郡	伊勢市	多摩郡	阿賀郡	桑名市	鈴鹿市
		熊野市	尾鷲市	志摩市	名張市	桑名市	三河市	鈴鹿市
		二見町	度会村	伊勢市	田丸町	桑名市	三河市	鈴鹿市
一人		一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

第八区	第七区	第六区	第五区	第四区	第三区	第二区	第一区	京都府	第五区	第四区	第三区	第二区
加太郡	天田郡	舞鶴市	福知山郡	北桑田郡	南桑田郡	船井郡	何鹿郡	綾部市	相楽郡	綴喜郡	久世郡	乙訓郡
宇治市	下京区	伏見区	東山区	左京区	中京区	右京区	上京区	伊香郡	東坂市	長浜市	大愛市	神崎市
八日市市	彦根市	蒲生市	近江八幡市	甲賀市	栗太市	草津市						
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	二人	一人	一人	一人	一人	一人

第十一区	第九区	第八区	第七区	第六区	第五区	第四区	第三区	第二区	第一区	大阪府	第九区
南河内郡	中河内郡	松原市	八尾市	布衣市	堺市	此花区	大正区	西成区	住吉区	東住吉区	天王寺区
浪速区	南西区	西山区	東山区	生野区	城東区	西淀川区	福岛区	北区	大淀区	旭区	東淀川区
熊野郡	竹野郡	中野郡	与野郡	宮津市							
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

第十五区										第十四区										第十三区										第十二区																													
南河富三										茨吹豊池豊										北										中河枚										北寝守枚																			
河内田島										木田能田中										河内										河内岡										河内川										口方									
郡市市郡市市市市市										郡市市郡市市										郡										郡市市										郡市市										郡市市									
中河白山磯石										田原四四住交津水曙柏南高										茨門二南四和大庭																																							
村村村村村										村原条条道野田本川原安										町町町町町村村村村										町町町村村村										町																			
一										一										一																				一																			
人										人										人																				人																			

兵庫県										第十七区										第十六区									
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第																													
六 五 四 三 二 一 一 一 一 一																													
芦西伊尼垂須長兵生葦灘東										泉泉泉貝泉岸																			
屋宮丹崎水磨田庫田合灘										南北佐塚大和																			
市市市市区区区区区										郡郡市市市市																			
										道藤高塙国西駒古北南日丹丹黒平狭登東千赤																			
										明井鷺生分浦ヶ市八下置比南山村尾山美丘条早阪																			
一 二 一 一 一 二										二										一									
人 人 人 人 人 人										人										人									

第十四区										第十三区										第十二区										第十区										第九区										第八区										第七区									
赤赤相龍										揖 飾 矢 佐										飾 朝 神 印										姫高加明										加加加美小三永多西多										有川川宝																			
穂穂生野										保 磨 栗 用										磨 来 崎 南 路 砂 古 石 古 西 東 囊 野 木 上 可 脇 紀 馬 辺 西 塚																																																	
郡市市										郡										郡郡郡郡市市市										郡郡郡郡市市郡郡市市										郡郡市市																													
										太林新菅鹿置										家四御花飾																																																	
町町町村村										村島郷国田東										村村村村村																																																	
一										一										一 一										一 一										一 一																													
人										人										人 人										人 人										人 人																													

第六区	第五区	第四区	第三区	第二区	第一区	和歌山県	第五区	第四区	第三区	第二区	第一区	奈良県	第十六区	第十五区	揖保郡															
東牟婁郡	新牟婁郡	西田郡	日高郡	有田郡	御坊郡	那賀郡	伊都郡	橋本郡	海南郡	和歌山郡	磯城郡	宇智郡	宇智郡	南葛城郡	高市郡	大和高田郡	北葛城郡	生駒郡	大和郡	山添郡	天理郡	奈良郡	三原郡	津名郡	洲本郡	養父郡	出石郡	美方郡	城崎郡	豐岡郡
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

第五区	第四区	第三区	第二区	第一区	島根県	第二区	第一区	鳥取県																
邑智郡	遷摩郡	大江郡	江津郡	大津郡	平田郡	出雲郡	飯石郡	大原郡	仁多郡	能義郡	八束郡	安来郡	松江郡	隠岐管内	東伯郡	日野郡	西伯郡	米子郡	東伯郡	氣高郡	八頭郡	岩美郡	倉吉郡	鳥取郡
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	

第一区	第十区	第九区	第八区	第七区	第六区	第五区	第四区	第三区	第二区	第一区	岡山県	第六区																			
広島市	英田郡	勝田郡	津田郡	苦田郡	久米郡	真庭郡	哲房郡	上房郡	川上郡	新見郡	高梁郡	梁月郡	山口郡	原島郡	岡島郡	敷島郡	野島郡	玉野郡	小田郡	都窪郡	吉備郡	総社郡	和气郡	久保郡	道津郡	磐城郡	大寺郡	岡山郡	岡山郡	岡山郡	岡山郡
二人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

第 四 区	第 三 区	第 二 区	第 一 区	山口 県	第 九 区	第 八 区	第 七 区	第 六 区	第 五 区	第 四 区	第 三 区	第 二 区
豊大長美	下小	野	厚吉山		比双庄三	神世中芦府	深沼福	御松因尾	豊三	高山	安佐大	賀茂芸
浦津門	関	田	狭敷口		婆三原次石羅奴品中	安隈山調永島道	田原	田原	佐伯	竹茂	芸	
郡都市市	市市	市市	郡都市		郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市
一 人	一 人	一 人	一 人		一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	二 人	二 人	一 人

第 四 区	第 三 区	第 二 区	第 一 区	香 川 県	第 五 区	第 四 区	第 三 区	第 二 区	第 一 区	徳 島 県	第 九 区	第 八 区	第 七 区	第 六 区	第 五 区
仲善丸	綾坂木大	小香高	海那三美勝麻名名	阿板鳴	小徳	玖岩大熊柳	光下徳	山濃波府	防美阿	萩	武	市	市	市	市
多通	龜歌出田川豆川松	部賀好馬浦植西東波野門	島	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
郡都市市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市
一 人	一 人	一 人	二 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人

第 五 区	第 四 区	第 三 区	第 二 区	高 知 県	第 七 区	第 六 区	第 五 区	第 四 区	第 三 区	第 二 区	第 一 区	愛 媛 県	第 五 区
橋土宿中	高須香安安	長吾土高	南北東宇西大八喜上湯伊伊	越今周新宇	川之予	西居松	三觀	市	市	市	市	市	市
多佐	毛村岡崎美芸芸岡川佐知	宇字和宇和宇和	宇字和宇和宇和	宇字和宇和宇和	宇字和宇和宇和	宇字和宇和宇和	宇字和宇和宇和	宇字和宇和宇和	宇字和宇和宇和	宇字和宇和宇和	宇字和宇和宇和	宇字和宇和宇和	宇字和宇和宇和
郡都市市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市	郡都市市郡郡郡郡市
一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	二 人	一 人	二 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人

第三区	阿蘇郡	二人	第六区	中津市	一人	第二区	加世田市	二人
第四区	上益城郡	一人	下益城郡	豊佐郡	一人	川内郡	目置郡	
第五区	八代市	一人	八代市	速見郡	一人	串木市	川内市	
第六区	水俣市	二人	本渡市	東国郡	一人	阿久根市	出雲市	
第七区	人吉市	一人	球磨市	宮崎市	一人	大分市	薩摩市	
大分県	別府市	一人	第一区	宮崎市	一人	第四区	伊佐郡	二人
第一区	別府市	一人	第二区	日向市	一人	第五区	肝属郡	一人
第二区	鶴崎市	一人	第三区	日向市	二人	第六区	鹿屋市	
第三区	佐伯市	一人	第四区	小諸市	二人	第七区	名瀬市	一人
第四区	大分市		第五区	北諸市				
第五区	日田市		第六区	鹿屋市	二人			
第六区	大分市		第七区	鹿屋市	二人			
第七区	日田市		第八区	鹿屋市	二人			

1 この法律は、次の衆議院議員の
総選挙の公示の日から施行する。
2 昭和三十年四月二日以後この法
律施行の日の前日までに行われた
市区町村の廃置分合、境界変更そ
の他の理由に基く改正後の公職選
挙法別表第一に定める選挙区の区

域の異動については、改正後の同
法第十三条第二項から第五項まで
の例による。
3 奄美群島の復帰に伴う法令の適
用の暫定措置等に関する法律（昭
和二十八年法律第二百六十七号）
の一部を次のように改正する。
第三条を次のように改める。

第三条 削除
七月二十二日予備審査のため、本委員
会に左の案件を付託された。
一、昭和三十年度において償還すべ
き地方債の元金償還金の償還等
の特例に関する法律案（衆）
昭和三十年度において償還すべき

地方債の元金償還金の償還等の特
例に関する法律案
昭和三十年度において償還すべ
き地方債の元金償還金の償還等
の特例に関する法律
（償還年限の延長）
第一条 国は、資金運用部資金又は
簡易生命保険及郵便年金特別会計

の積立金をもつて引き受けた地方
債（証券を発行する方法による地
方債を除く。以下同じ。）でこの法
律の施行の日から昭和三十一年三
月三十一日までに償還すべき昭和
三十年度分の元金償還金があるも
のについては、当該地方債の償還
年限の定にかかわらず、その償還

年限を一箇年延長するものとす
る。

(昭和三十年度分の元金償還金の
償還の繰延等)

第二条 前条の規定により償還年限
が延長された地方債については、
この法律の施行の日から昭和三十
一年三月三十一日までに償還すべ
き昭和三十年度分の当該地方債の
元金償還金は、当該年度において
は、償還することを要しない。

2 前項の場合において、当該地方
債につきこの法律の施行の日から
昭和三十一年三月三十一日までに
支払うべき昭和三十年度分の利息
の額は、この法律の施行の際にお
ける当該地方債についての未償還
の元金の総額(この法律の施行前
に償還すべき元金償還金の額を除
く)に当該地方債について定めら
れている利率を乗じて計算した額
に政令で定める率を乗じて得た額
とする。

(昭和三十一年度以降における元
利償還金)

第三条 第一条の規定により償還年
限が延長された地方債について
は、当該地方債の昭和三十一年度
以降の各年度において償還すべき
元利償還金の額は、前二条の規定
の適用がなかつたとすれば当該年
度の前年度において償還すべき元
利償還金の額に相当する額とす
る。

(適用除外)

第四条 前三条の規定は、次の各号
に掲げる地方債については、適用
しない。

一 地方財政法(昭和二十三年法

律第九号)第五条第一項第一
号又は第二号に規定する財源に
充てるための地方債

二 昭和二十八年六月及び七月の
大水害並びに同年八月及び九月
の風水害により被害を受けた地
方公共団体の起債の特例に關す
る法律(昭和二十八年法律第二
百二十九号)第一条第一項の規
定による地方債

(実施規定)

第五条 この法律の実施のための手
続その他その執行について必要な
事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 第一条の規定により償還年限が
延長された地方債につきこの法律
の施行前に償還すべき昭和三十年
度分の元金償還金があるときは、
当該元金償還金については、なお
従前の例による。

3 第一条の規定により償還年限が
延長された地方債につきこの法律
の施行前に償還した、又は償還す
べき昭和三十年度分の元金償還金
があるときは、当該地方債の昭和
三十一年度において償還すべき元
利償還金の額は、第三条の規定に
かわらず、この法律の施行の際
現に当該地方債につき定められて
いる昭和三十年度分の元利償還金
の額からこの法律の施行前に償還
した、又は償還すべき昭和三十年
度分の元利償還金の額を控除した
額に政令で定める利息の額を加え
た額に相当する額とする。

昭和三十年七月二十八日印刷

昭和三十年七月二十九日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局